

令和 4 年 6 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 7 日 開会

令和 4 年 6 月 1 4 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和4年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
高野 武君	15
山崎博文君	33
紺野 豊君	49
渡邊泰彦君	58
散会の宣告	74

第 2 号（6月8日）

議事日程	75
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した者の職氏名	77
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
請願・陳情の付託	79
議案第40号から報告第5号の一括上程、説明	79
延会について	98
延会の宣告	98

第 3 号 (6月14日)

議事日程	9 9
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
職務のため出席した者の職氏名	1 0 1
開議の宣告	1 0 3
議事日程の報告	1 0 3
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	1 1 4
同意第 2 号の質疑、採決	1 1 4
同意第 3 号の質疑、採決	1 1 5
報告第 1 号の質疑	1 1 6
報告第 2 号の質疑	1 1 6
報告第 3 号の質疑	1 1 6
報告第 4 号の質疑	1 1 6
報告第 5 号の質疑	1 1 7
請願・陳情審査報告	1 1 7
請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 7
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	1 1 9
町長挨拶	1 2 0
閉会の宣告	1 2 1

浪江町告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 6 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 4 年 6 月 7 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

不応招議員（なし）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 4 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 6 月 7 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副	町 佐 藤 良 樹 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 淳 一 君
総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長	横 山 秀 樹 君	代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君
産 業 振 興 課 長	清 水 中 君	企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君
住 民 課 長	柴 野 一 志 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長	金 山 信 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	西 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次	長	兼	係	長	
		掃部関	久	君		中	野	タ華子	君
書			記						
		藤田	知宏	君					

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和４年浪江町議会６月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。

〔黙とう〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。また、報道機関から撮影の申出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和４年浪江町議会６月定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、16番、紺野榮重君、1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から14

日までの８日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの８日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。７日、８日及び14日を本会議とし、９日から13日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和４年浪江町議会６月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、これまで議員各位より強い関心をいただいております福島国際研究教育機構の誘致についてであります。３月29日に国の復興推進会議にて基本構想が決定されたことを受けて、４月15日に誘致プロジェクトチームを設置いたしました。

５月26日の全員協議会にて、皆様へ提案の概要をご説明させていただいたところであり、機構の誘致に向けて、町一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、３月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

初めに、津島支所の再開についてご報告いたします。

東日本大震災から11年ぶりに、つしま活性化センターにおいて津島支所を再開いたしました。4月1日から職員が常駐しまして、支所業務の一部を行っております。

現在は、3月16日の地震の影響で会議室等の利用はできませんが、一刻も早い復旧に努めてまいります。

次に、「町長への手紙」についてご報告いたします。

昨年11月から始めました「町長への手紙」については、5月末時点で48通の手紙が届いております。内容については、要望や苦情、ねぎらいなどの数多くのご意見、ご要望を頂戴しているところであり、すぐに対応できるもの、財源などの検討が必要なものなど様々ですが、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

引き続き町民の皆様からのご意見、ご要望を傾聴し、町政執行に生かしてまいりたいと存じます。

次に、浪江町行政区長の委嘱についてご報告いたします。

5月16日に、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。交付式では、今後2年間の行政区長の活動をお願いしたところです。

各地区行政区長の皆様におかれましては、地区住民の絆の維持、地域コミュニティ活動の促進を図っていただき、地域が抱える諸課題の対応についてご意見、ご指導をいただくなど、今後の浪江町の復旧・復興に向けた取組を推進するため、ご尽力賜りたいと考えております。

次に、3月16日に発生した福島県沖地震の対応についてご報告いたします。

まず、被害状況ですが、人的被害がなかったことは何よりでした。一方で、住家については、5月25日時点で19棟、公共施設については役場本庁舎など16施設での一部損壊を確認しております。

次に、避難状況ですが、地域スポーツセンター、いこいの村なみえ、サンシャインなみえの3施設を避難所として開設し、これらに合計99名の方が避難をされました。

なお、この地震に伴いまして、3月18日に災害応援協定に基づきまして、断水の影響が申告であった南相馬市へ浪江ウォーターを約5,000本ご提供させていただきました。また、5月9日から31日までの計17日間、延べ34人の職員を相馬市へ派遣し、甚大な被害のあった家屋の認定被害調査に当たりました。

東日本大震災以降、私たちがいただいた有形無形の様々なご支援への恩返しの意味を込めて、また私たちの被災経験を生かすためにも、可能な限り災害支援に力を入れてまいります。

次に、防犯見守り隊の委嘱についてご報告いたします。

3月30日、防犯見守り隊の隊員47名へ委嘱状交付を行いました。令和4年度は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けたバリケードの移動などもあり、また巡回範囲の拡大が想定されますので、関係機関と連携し、防犯体制の強化に取り組んでまいります。

また、防災施設の整備状況についてご報告いたします。

2月末に津島地区消防団の活動拠点となる下津島消防屯所の災害復旧が完了いたしました。

さらに、3月末に、浪江・荻野・幾世橋の3地区の防災コミュニティセンターが完成し、4月16、17日には、これらの施設の見学会を開催し、行政区長や地区住民の皆様を中心に、多くの方々にご参加をいただきました。引き続き防災施設の有効利用に向けて周知を図ってまいります。

次に、原子力損害賠償に関する要望活動についてご報告いたします。

3月2日に複数の集団訴訟の最高裁の判決が確定したことを受け、5月25日に双葉地方町村会として、経済産業省、文部科学省、東京電力ホールディングス株式会社に対し「避難等に伴う精神的損害に係る賠償に関する要望」を提出し、原子力損害賠償の完全実施、原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応、被害者の視点に立った親身・迅速な賠償、消滅時効への対応について要望いたしました。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

3月6日に公明党、山口代表に、4月19日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部、額賀本部長に対し「浪江町の復興・創生に向けた要望書」を提出し、昨年8月31日に示された帰還困難区域における帰還意向による避難指示解除について、住民の思いに寄り添いながら進めるとともに、福島国際研究教育機構を早期に整備するなど、復興事業の加速化について要望いたしました。

また、5月13日には、浪江町議会議長と共に「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」会長として、復興大臣などに対し「帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書」を提出し、様々なご事情によって帰還できない住民の土地・家屋についても方針を示すとともに、国の目標である全域の避難指示解除の実現に向けたビジョンを示すことなどについて、強く要望したところであります。

さらに、6月1日、2日には双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会とともに、復興大臣などに対し「双葉地方の復興・再生に向けた要望」を提出し、双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国の責務として対応していただくよう要望したところであります。

引き続き、議会と連携しながら、復興の加速化と浪江町全域の避難指示解除の実現のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告いたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別並びに収集方法の周知を目的として、5月下旬より町内に居住する世帯を対象に、指定ごみ袋7種類の無償配布を順次行っております。今後新たに町内居住となりました世帯へも引き続き配布をすることで、正しい分別はもとより、ごみの減容化、リサイクルに努めてまいります。

あわせて、花いっぱい運動の一環として「福島ひまわり里親プロジェクト」様よりご寄贈いただきました「ひまわりの種」を配布しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン4回目の接種についてご報告いたします。

町内の3回目接種につきましては、12歳以上の希望者に対し、地域スポーツセンターで集団接種を実施しております。現在3回目の接種終了者数は、町内居住者においては1,410人となっております。

今後は、令和4年5月25日付、厚生労働省令に基づき、4回目の接種を進めていきます。

4回目の接種対象者は、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方となります。

町内の4回目接種時期につきましては、集団接種にて7月から開始を予定しております。

また、町外に避難されている対象者につきましては、3回目までの接種と同様、避難先自治体の接種計画に基づき実施することとなります。

なお、接種券の発送については、60歳以上の対象者全員に発送します。18歳以上60歳未満の対象者については、基礎疾患等の有無を確認する必要があることから、6月広報に申込チラシを同封いたしました。

また、ホームページからの申請受付もしておりますので、その回答結果により順次発送してまいります。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

3月31日現在、県営及び市営、村営合わせ1,291世帯、2,250名の方が町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、原油高騰対策生活困窮世帯緊急補助金についてご報告いた

します。

原油価格の高騰による生活困窮世帯への影響緩和策として、原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助金を5月31日現在で1,354世帯へ支給を完了しております。

次に、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてご報告いたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症の経済対策であります。令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、5月31日現在で2,123世帯へ支給いたしました。

なお、令和4年度の住民税非課税世帯等につきましては、7月より支給を行ってまいります。

次に、ももいろクローバーZ 春の一大事2022についてご報告いたします。

2年越しの開催となりました「ももいろクローバーZ 春の一大事2022 檜葉・広野・浪江三町合同大会」が4月23、24の2日間、Jヴィレッジにおいて開催されました。

また、当イベントの一つとして「夜桜を見る会 花火大会 in 浪江」を道の駅なみえ裏の親水公園において開催いただき、ももクロファンをはじめ多くの方々にお越しをいただきました。

さらに、翌25日には、居残りライブと称し、スポーツセンターにおいて、浪江女子発組合のコンサートが開催され、1,300人余りの方にご来場をいただきました。

今後も様々なイベントを通じて、町の魅力を発信し、交流人口拡大の取組を積極的に推進し、移住、定住につなげてまいります。

次に、第3回水素まつりについてご報告いたします。

4月10日、いこいの村なみえにおいて、第3回水素まつりを開催いたしました。当日は環境省による実証事業で、いこいの村なみえに導入いたしました水素燃料電池の運用開始のセレモニーが行われ、関係者出席の下、完成を祝いました。

また、記念イベントとして、ロックミュージシャンの「スギゾー」氏にご参加をいただき、水素に関するパネルディスカッションや水素自動車から供給された再エネ電源を使ったエレキバイオリンの演奏会が行われました。

会場では、水素自動車ミライをはじめ水素燃料電池を使ったキッチンカーなどの展示会も行われ、100人以上の方にご来場いただき、水素エネルギーへの理解を深めていただきました。さらなる水素エネルギー利活用の拡大と町民意識の醸成を図るため、今後もこのようなイベントを継続して実施してまいります。

次に、移動販売事業についてご報告いたします。

特定復興再生拠点における買物環境を整備するため、イオン東北株式会社とトヨタ自動車株式会社の協力により、水素燃料電池自動車を活用した移動販売事業を6月10日より開始いたします。

本事業につきましては、双葉町と共同で行うこととなっており、事業開始に先立ち、5月31日に関係4者による本事業に関する連携協定を締結いたしました。

先行して避難指示解除区域の居住者の多い地域で事業を開始いたしますが、津島地区等特定復興再生拠点での事業開始時期については、引き続き事業主体と協議を続けてまいります。

次に、移動水素ステーションの稼働についてご報告いたします。

棚塩産業団地に誘致を進めてまいりました「ふくしまハイドロサプライ」による移動水素ステーションにつきましては、5月24日に開所式が行われ、運用を開始いたしました。

これにより、町内での水素燃料電池車への充填が実現いたしました。当ステーションについては、毎週水、木、金曜日の午前10時30分から午後3時まで営業する予定となっており、今後さらに需要が高まれば、営業日を増やしていくと聞いております。

引き続き、水素モビリティの利用拡大を図りながら、ゼロカーボンシティ実現に積極的に取り組んでまいります。

次に、南産業団地の整備状況と企業誘致の取組についてご報告いたします。

南産業団地の第1工区が先月末に完成いたしました。立地第1号企業の「會澤高圧コンクリート株式会社」の工場建設につきましても、順調に進行しております。

また、町内産業団地への企業誘致状況ですが、現在、北産業団地へ日揮株式会社などが設立し、陸上養殖実証事業を行う、かもめミライ水産株式会社が、南産業団地には地元企業であります株式会社ダイイチと八島運送株式会社が立地に向けて準備を進めており、それぞれ事業者による住民説明会を終えたところであります。

引き続き町内への企業誘致をはじめ立地企業のフォローアップ等、総合的に支援を行い、町民の新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

次に、農業に係る大学の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告いたします。

5月10日に、連携協定を締結している東北大学と有機米栽培に向けた取組の第一歩として、アイガモロボットの講習会を酒田地区の実証圃場で開催しました。

今後、実証実験において、東北大学で開発を進めてきた水田における雑草害の定量化や生産性評価の2つの技術を用いて、有機米農法におけるアイガモロボットの有効性の評価検証を行う予定となっております。

引き続き、町では、環境に優しい、自然と人が共生する農業に取り組む農業者の営農拡大、収益向上を支援してまいります。

また、5月15日には、同じく連携協定を締結している東京農業大学と共催し、株式会社舞台ファームの協力の下、棚塩地区の圃場で田植イベントを開催いたしました。

田植には、東京農業大学の学生のほかに、アイリスオーヤマ株式会社の大山社長と社員が参加し、総勢約60名で田植を実施いたしました。当日は、天候にも恵まれ、穏やかな五月晴れの下、参加者は苗を1本1本、丁寧に植えていきました。

東京農業大学の学生は、今回のイベント参加に当たり、浪江の農業の状況を事前に学習し、田植前日には秋の収穫後に「道の駅なみえ」などにおいて開催される浪江復興米の販売に向けた検討会を実施するなど、熱心に取り組んでいただきました。

引き続き大学と連携し、地域農業の活性化につながる活動を進めてまいります。

次に、先人の丘の竣工についてご報告いたします。

東日本大震災の津波により被害を受けた請戸共同墓地跡に整備を進めていた先人の丘が3月2日に完成し、3月11日に完成式を執り行いました。

先人の丘は、津波によって散乱してしまった墓石等を集積し、再び先人を敬い、心を寄せる場となるよう整備いたしました。この先人の丘が地域住民の心を結び、地域の歴史とともに、震災による経験を後世に伝えていく施設となるよう期待いたしております。

次に、町道の開通についてご報告いたします。

6月6日、請戸漁港小高瀬迫線、そして整備を進めていた町道高瀬請戸線が全線開通しました。この道路は国道6号から南産業団地、請戸住宅団地を通り、請戸漁港へ続く道路であり、沿岸部から高台への津波避難に活用するとともに、請戸漁港のさらなる利便性の向上が期待されます。

次に、教育行政機関関連についてご報告いたします。

3月11日、なみえ創成中学校において卒業式が行われ、1人の生徒が卒業しました。新型コロナウイルス対策のため、規模縮小、時間短縮の中、保護者、在校生による式となりました。

3月18日には、浪江にじいろこども園の卒園式が開催され、4名

の園児が卒園しました。

3月23日には、なみえ創成小学校にて卒業式が行われ、1人の児童が卒業しました。中学校と同様に、規模を縮小した中ではありましたが、在校生も全員出席してお祝いし、心温まる卒業式でした。

4月6日には、なみえ創成小学校・中学校の入学式が行われました。小学校入学児童が4人、中学校入学生は3人を加え、小学校は27人、中学校は12人で、今年度の教育活動が始まりました。

4月7日には、浪江にじいろこども園の入園式・進級式を行いました。園児数は、新入園児は7人、進級児は25人で、合計32人が増築工事を終え、広くなったこども園で楽しく過ごしていきます。

4月28日には、なみえ創成小学校・中学校及びにじいろこども園において、地震と津波を想定した避難訓練を行いました。今回は徒歩でサンシャイン浪江まで避難した後、各保護者へ引渡し訓練も行いました。

5月12日には、南相馬市雲雀ヶ原陸上競技場で相双地区中体連陸上競技会が開催され、なみえ創成中学校から出場した男子砲丸投げでは見事1位となり、7月に開催される福島県大会において、さらなる健闘をご祈念申し上げます。

以上、3月定例会以降、現在までの取組についてご報告させていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例改正案件1件、土地の取得案件1件、契約の締結及び変更案件7件、調停の申立案件1件、令和4年度の補正予算案件3件、同意案件2件、報告案件5件であります。

詳細につきましては、提案の都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。

通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解し

たときには、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることでご協力をお願いします。

また、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いをいたします。

◇ 高 野 武 君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君の質問を許可します。

10番、高野武君。

[10 番 高野 武君登壇]

○10番（高野 武君） おはようございます。

10番、高野武でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、方法としては通告書の記載どおり一問一答方式で行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

まず、質問に入ります前に、今般3月定例会を自己都合により欠席をいたしまして、町はじめ議員の皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りいたしまして改めておわび申し上げます。

あわせて、質問の中で定例会中、欠席のためいただいた資料を基にした内容もございますので、各議員に対し説明済みの案件もあるかと思いますが、あらかじめご理解いただきたいと思います。

それでは、順を追って質問いたします。

1 番目に、東京電力が計画している処理水の海洋放出であります。

私も漁業者の立場から、本会議ばかりでなく、漁協内での説明会にも毎回ではございませんが、出席し、反対の意思表示をしております。国・東京電力の考えとしては、関係者の理解なしには、海洋放出はしめせんと、どこの会場でも説明はしておりますが、現実には来年春をめどに放出したいと、国、東京電力、マスコミ等が国内をはじめ海外にも発信しておりますし、実際本年5月18日に原子力規制委員会が処理水の海洋放出認可の報道がありました。正式な認可は6月頃の見通しだそうです、このための施設も建設中でもありますので、説明会でもこの件を指摘しながら来年春までの短い期間内で関係者の理解を得られるのかと、幾ら質問しても努力いたしますの回答ばかりでは納得もできず、疑問とともに不信感も増幅されております。

当議会においても、何度か説明会がありましたが、議会としてではなく、風評を被るおそれがある関係者というか、自治体として、町ではどのような見解を持ち、さらには要望、要求活動を展開して

きたのか、初めに伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えいたします。

処理水の海洋放出に関しましては、政府の基本方針が示された時点で、福島第一原発から最も近い漁港を抱える本町にとっては、町が掲げる持続可能なまちづくりの阻害要因になりかねない旨を表明いたしました。

その上で、内閣府主催の廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会の席上においては、国の責任の下、風評払拭に向け、十分な対策と風評被害が完全になくなるまで万全の支援を行うことを町の意見として申し上げており、自民党東日本大震災復興加速化本部に対する「浪江町の復興・再生に向けた要望書」の中でも処理水問題を取り上げてまいりました。

今般5月24日に福島県町村会でも、処理水問題を含めた「本県の復興・再生に向けた特別決議」を採択したところであり、これらを踏まえまして、その安全には万全が期されるとともに、漁業者をはじめとする関係者への理解醸成、風評抑止対策が確実に講じられるよう、今後も関係機関と連携を図りながら、様々な機会を捉え、国及び東京電力に対し強く求めてまいりたい、こんな思いでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの回答でありますけれども、やはり本当もうほとんど予想したとおりであります。これ以上、掘り下げて深く質問をいたしましても、町として国の方針を答えられないことは十分に理解できます。議長、ですので、これ以上の質問は控えさせていただきますけれども、この問題について、決議書、意見書を提出いたしました立場として、町の考えが見えないことには、今後の対応や要望も考えなければなりませんので、質問をいたしましたが、一漁業者として私は処理水海洋放出には断固反対である意思を再度明確にするとともに、当町では地元の農業、漁業をはじめ各種産業が再開、再興に向けて努力中でもあり、特定復興再生拠点の除染計画も発表にはなりましたが、依然として白地地区は残りますので、今後とも言うべきことは言うの姿勢で望んでいただきたいと思います。

別に答弁は要りませんが、何かあれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 今おただしのよう、やはり農業者がなりわいとして子々孫々まで継続できるように、町として今おただしのありました言うべきことはきちっと伝える、そのことを徹底してまいり

たい、このように考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今後ともぜひよろしくそういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

今般の先人の丘の完成で避難先から帰り、荒れ果てた墓石を見るたびに、心の安まることのなかった請戸地区住民も安心して生活ができると、大変喜んでおりますことを申し上げまして、質問に移りたいと思います。

町でもご承知のとおり、請戸地区は災害危険区域に指定され、建物は建ててもそこで生活することはできなくなり、仕方なく町外に新しく生活の拠点を移した住民が大半であります。

このことから分かるように、大字の存亡の危機であることはご存じのことかと思えます。

また、去年の町政懇談会の中でも、数名の方から行政区再編に関しての質問が出ましたが、今回は見送りたいと思います。

そこで、（1）の質問ですが、先人の丘と大平山霊園の玉砂利の件で（3）までは、内容的に共通している部分が多く、順不同の質問もあるかと思いますが、あらかじめご了解をいただきたいと思えます。

先人の丘の整備に関し、地区各所に点在していた石碑の移設の件です。これは碑文、由来記等、地元にとって大変貴重な財産でもあり、町にも請戸地区が存在した証として1冊の本にまとめて提供してありますが、機会があればぜひご覧いただきたいと思えます。

前置きが長くなりました。その石碑の周りが玉砂利のために、高齢者から車椅子では入れない、足元が不安定で危ないと、大字の総会でも何とか手直しというか、改修はできないものかとの意見が出ましたので、その点で質問いたしたいと思えます。これも国の補助事業での整備ですが、何か設計に当たって基準のようなものがあつたのか、伺いたいと思えます。

あわせて、改修工事は可能なのか、また工事に関し、何か制約でもあるのか、可能なら手続等も含めていつ頃になったらできるのか等の問題点をまとめて伺いたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、先人の丘に集積されました玉砂利の改修は可能かというようなご質問にお答えいたします。

まず、設計に当たって基準のようなものがあつたのかにつきましては、先人の丘の設計に当たっての基準や要件についてですが、墓

石等を集積した丘を周遊する園路について、一般の方も高齢者の方もが通行しやすいように、勾配などにも配慮し、平坦性や園路の幅など条件提示を行っておりました。

また、以前は共同墓地だったということで、全体がコンクリートやアスファルト舗装ばかりの無機質なものではなく、ある程度格式、風情のある仕様として通路は舗装に、周辺は玉砂利を敷いた設計としております。

また、改修工事は可能なのか、何か制約があるかのご質問につきましては、改修工事については先人の丘は国の補助を受けて工事しております。工事の竣工後の改修等の作業については、原則として整備後10年間は形状や機能を変えてはいけないということとなっております。仮に10年を待たずに改修などを行った場合は、補助金の返還等の措置がされる場合がございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 10年以内には改修ができないという回答ではございましたけれども、やはり地元住民の声を伺いました。やはり10年間の規定はちょっと長過ぎるんだ、ということはですね、やはり請戸行政そのものが今までの経緯を申しますと解散という方向でずっと動いてきたわけでございますけれども、ただ先ほど申し上げたとおり、大字地区の損壊とやはりこの問題は解決していただかないと、どうしても行政区の存在している位置、確実であるということは、やはり行政区存在そのものがなくなってしまえば、いつの間にかうやむやになるんじゃないのかという懸念が、地区住民からかなり懸念されております。ということですので、10年間ということは、ちょっと私は長いなと思うんですけれども、その辺の対策をまたあとの問題と兼ね合いもありますので、ちょっとひとまず置きます。

置きますというよりも、次に移りまして、先ほど申し上げたとおり、先人の丘等、大平山霊園の場合にはある程度質問内容が共通している部分がございますので、こちら前置きとして今の点は申し上げておきます。

それでは、（2）です。

地元行政区よりも、大平山霊園の通路が玉砂利でやはり同じ問題点があると思いますけれども、これは介助があっても墓参もなかなか難しい、という要望があったと思いますけれども、町に。まずその辺を確認いたしましてから、先人の丘の石碑の前、新しく移設した石碑、あの辺の周りにどうしてやはりそういう要望が反映されな

かったのか。また、先人の丘の設計段階での地元の区長の役員さんが知っているわけですが、聞いたのか、要するに意見等を聞いてそれを参考にしたのか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 先人の丘については、完成予想図を用いまして打合せをさせていただいたところでございます。完成予想図は、園路を利用する人や丘、集積する石碑などが描かれておりましたが、あくまでイメージですので、縮尺が決まっておらず、園路近くに石碑があるイメージでしたので、園路から直接近くで石碑が見られるイメージを持たれていたのかなと思います。

また、石碑周りの通路に関しましては、工事が竣工しまして、完成式の際に、請戸区長より請戸行政区で準備されました請戸区碑に行くために通路がなく、車椅子などではいけないので通路が欲しいと申出をいただいておりますが、補助事業の性質上、現在のところ改修は難しいと認識をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今建設課長がおっしゃったように、やはり地元の行政区からそういう要望を受けていた、という話でございますけれども、やはり先人の丘整備に係る私そのものがこの金額、図案に関して賛成した記憶もございますけれども、ただ私そのものが受けていたというか、失念いたしましたのは、やはり健常者ではなかなかそういうものに対して理解ができないと。やはり健常者に対しての理解ができないということは、いろいろな形での後から申し上げますけれども、県条例なんかでもやはり身体障害者とか、身体とはいいまして、障害者に優しいまちづくりの条例として、こんな形があるかと思います。それで国のほうでも同様な政策、条例があるかとは思いますが、ただやはり障害者に優しいまちづくりに関して考えれば、国のほうでも県のほうでも、そういう条例が存在するということが理解いただければ、ある程度の改修も可能ではないのかなという理解というか、私の解釈ですけれども、解釈の基に何とかならないのかなと。10年という期間を待たずに何とかならないのかなという思いから質問いたしましたけれども、この件に関して何か課長のほうから答弁があればお願いしたい。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 条例の対象と限らず、公共施設につきましては人に優しい施設でありたいと考えております。ただ、今回の場合補助事業の性質上、費用面からも改修は難しいと思いますし、今後のまちづくりの施設の施策には今後とも反映させていければと考

えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 課長の答弁は十分理解はできますけれども、まだちょっと私としては不満もかなり残ります。やはりこれからの高齢化社会、また地区住民そのものが一般的に高齢者の比率が高くなってきております。その中で私もですけれども、これから高齢者になれば、やはりこの後に質問する霊園関係でもそうですけれども、車椅子が必要になった場合、いずれなる可能性は十二分にありますので、その辺も十分これからはいろいろな公共施設でもありますけれども、いろいろな制限する中でぜひこの点も十分留意というか、考えていただければなと思います。

次に移ります。

（3）です。前の大平山霊園の整備の件では、後に説明を受け、区長のほうからやはり通路が玉砂利では介助があっても車椅子で自分のお墓まで行けない、ということで、町に対して話をしましたが、今回は何の相談もなかったなと思います。そこで、大平山霊園の通路の件ですが、玉砂利を敷き詰めるということは、見た目というか、景観上の問題なのか、それとも予算の問題なのか、私には分かりませんが、玉砂利と舗装の場合、予算面でどのぐらいの差、開きがあったのか、お伺いしたいと思います。

あわせて、改修工事も同じように今の答弁でございますけれども、やはり可能かどうか、その辺も併せてお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 玉砂利と舗装の場合の予算面での差についてでございますが、工事の設計の際に舗装との比較はされておりましたでしたが、当時の玉砂利と現在の舗装の設計費の比較をさせていただきます。玉砂利ですと、当時の工事費で約900万円、舗装につきましては現在の玉砂利を撤去しまして舗装をする場合につきましては約1,100万円の設計額でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほどと若干重複はするんですが、やはりこれだけの予算の開きがあるということは、予算面で考えたのかなとは思いますが、ただ私が思うにはやはり玉砂利と舗装の場合では最終的にメンテナンス、要するに掃除の関係ですね。先人の丘関係では玉砂利の下、約3センチから4センチぐらい下にゴム

シートみたいなのが敷いてあるんです。それは除草関係の問題だとも思いますけれども、ただ霊園の場合には下にそういう除草等、そういうものが一切ないと思いますが、ということは雑草等が生えてきた場合、これからの梅雨のシーズンになりますので、自然と雑草関係等はこれから生えてくるのかなとは思いますが。それで、自分のお墓の前は大概自分ちで掃除はすると思いますけれども、何せ玉砂利ですので、草刈りというのはないと思いますけれども、ただこの掃除、メンテナンスを考えたときに、私は玉砂利よりは舗装のほうがよかったなという考えではおりましたけれども、実際にできてしまった後の話で、これからのメンテナンスを考えたときに、やはりちょっと地元行政区との掃除とか、そういうものも足りなかったのかなと思います。

ただ、その辺でやはり地元の行政区長さんのほうから、こういうことで完成した後ですから、完成した後に報告を受けましたということですので、やはり知らないことが何かしら行き違い、擦れ違い、どの辺まで詳細に地元の行政区に対して話をしたのか。また、話合いというか、そういう形での協議を持ったのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 設計の段階におきましては、墓地の設計の経験のある設計会社を指名するなど、墓地の設計に精通した業者に委託をいたしまして、構想の段階から近年の統一的な区画の構成、墓石のイメージを持って設計に反映をさせていただいたところでございます。

行政区との打合せでは、区画の数や区割りのイメージなどを共有させていただいたと思いますが、やはり細かいところの構造につきましては、なかなか分かりづらいところがあったのかなと感じているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの課長の答弁でございますけれども、十分内容的には理解もできますし、了解もできます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、やはり地元住民として、ちょっとこれから10年間は、竣工したのが正直私も勉強不足でいつ頃かは知りませんが、その辺も併せましてですけれども、これからあと何年ぐらいになって改修が、竣工から10年ですか、それぐらい後の改修になるという場合の改修工事はまずしていただけるのか、10年経過した後ですけれども、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 10年を経過した後にとのことでございますが、費用面等もございますので、その段階で、その時点でまたいろいろと協議をさせていただくようになるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） やはり地元住民の意向を十分酌んでいただいた上で、再度協議をしていただくという理解でよろしいかと思ひますけれども、ただその間にまた再度問題が出る可能性も十分考えられます。それも地元自治会のほうである程度いろいろな課題を検討するものとは思ひますけれども、その辺も併せてご協議いただきたいなと思ひます。

以上です。

それでは、4番に移ります。大平山霊園の件で今言ったのと関係等あります。それは各区画の表示が現在ではアルファベットの表記になっております。昔から請戸地区では1番組から4番組との表記を従来、表記というか、通常ですけれども、表記を従来のように使用しております。親戚や友人のお墓を探すのに大変苦勞するとのことです。遠来からたまに来る人ともなれば、なおさらのことと聞いております。

そこで、昔からの1から4番組の表記ならば、すぐに親戚なり友達のお墓がこの近く、この区画にあるのかということが理解できますので、また高齢者の方ならなおさらのこととあります。この件で表記の変更は可能なのか伺いたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

現在、大平山霊園の区画の表示につきましては、区画とあと列、番号等を表示しており、対象の区画が大体ピンポイントで行けるような表示にしております。

ご家族以外の方、ご親戚の方等がお墓参りをする際は、旧番組の表示があると分かりやすいとおただしですが、分譲当初はある程度旧番組ごとなどのエリアに集まるように配置をさせていただいておりますが、現在はキャンセル等で空いたところに津波被災地以外の方の区画も全体的に散らばっておりますので、旧番組の表示をいたしますと、かえって混乱を招くおそれがありますので、現在の看板の運用を表示させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 現在の課長の答弁では変更はちょっと難しいということではございますけれども、ただ私も地元に住んでおりまして、はっきりいって地元の方がある程度掌握していると。地元というか、何番組とかに関してですけれども、掌握しているということでございますけれども、やはり自分の友人のお墓がどの辺にあるのか、ちょっと、かなり不明確であります。同じ地区に住んでおるものとしても、やはりその点を考慮していただければ、私個人的な考えとしては、霊園の駐車場付近のどこかしらでも結構ですから、1枚の大きな看板にA B C Dの表示のほかに、やはりそこに何番組と、あと先ほど申しましたように、いろいろな津波被災者の方も埋葬されているということでございますけれども、その辺も一緒に1枚の大きな看板、サイズは別ですけれども、大きな看板にある程度そういう表記をというか、一緒に混合した表記ですね。そういうものをしていただければどうかなと思いますので、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 繰り返しになりますが、例えば1番組のエリアの中に別の津波被災地以外の方、新しくほかの地区の方が所属しているというか、そこにお墓があるというような方がその表示を見た際に、私はこの組ではないよ、というような何か問合せ等も来る可能性もございます。今後検討の対象とさせていただければと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 検討していただけるという理解の基に次の質問に移りたいと思います。

大きな3番ですか。震災遺構の件です。

（1）ですけれども、昨年10月24日の震災遺構のお話の以来、現在に至るまでの団体、個人別の来館というか、入場者数を伺いたいと思います。

あわせて、現在まで語り部の予約依頼というか、要請は何回ぐらいあったのか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

震災遺構請戸小学校は、昨年10月24日から一般公開を開始し、約7か月半がたちました。6月1日現在での来館者総数は約2万8,000人となっております。

内訳としましては個人が約8割程度、団体が2割程度となっております。

ざいます。

1月、2月は新型コロナの影響により、高校や小・中学校の視察キャンセルが多かったところですが、最近は徐々が増えており、団体の約半数は高校や小・中学校の防災教育旅行などによる視察となっているところですが、今後はさらにこういった児童・生徒の視察機会は増えていくものと想定しているところですが。

語り部やガイドにつきましては、一部問合せがございしますが、現在はスタッフを展示スペースに配置し、来館者のご質問にお答えするような形でご対応させていただいているところですが。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ありがとうございます。

それでは、2番に移りたいと思います。

語り部の身分というか、非常勤とは思いますが、給料、勤務時間等の問題もあります。人材の確保にもその点で影響が出ると思いますので、現在の語り部の登録というか、その人数と勤務回数を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

語り部ということではございませんが、現在管理運営として8名のスタッフを会計年度任用職員として雇用しております。勤務回数もそれぞれの事情がございますので、毎日ではなく週1日のみの勤務の方や週二、三日の方、また午前のみ、午後のみとなっておりますが、シフトを組んで平日には最低2名体制、休日には最低3名体制で管理運営をしているところですが。

現在は、これらスタッフにより来館者からのご質問への対応、また当時の状況や展示品などの説明を行っているところですが。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 平日は2名とあとスタッフとして管理運営している人たちは8名ということ、約2名、あと休日が3名という体制で運営しているということですが、この点に関しては別に問題にする気はございませんけれども、何か今後この人数とか、またスタッフの運営方法に対して問題等がありましたらお願いします。なければ結構です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） スタッフの確保については、なかなか人が

いない中で来ていただいている状況でございます。今後教育旅行等々が増えた場合に、平日2名体制で足りるかどうかというのは、これからの課題になってくるのかなと正直思っているところでございまして、その場合にはまた新たなスタッフということで、確保したいということは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） やはり福島県で唯一の震災遺構になります。これから現在はコロナでいろいろと入場、来館者も少ないかとは思いますがけれども、国の方針としてもある程度はいろいろな行動範囲が広がるということで、これからの対応としては十分その辺は認識していただいた上で運用していただきたいと思います。

3番に移ります。

現在はコロナの関係もありました、入場者数も少ないとは思いますが、先ほど申しましたとおり、県内唯一の施設でもありますので、現時点での広報活動の内容と併せまして今後に予定しているPR活動があればお教えいただきたいと思います。

あわせて、新たな展示物の募集状況、これはどうなっているのかなということがありますので、その辺も併せて伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 質問にお答えいたします。

PR広報活動につきましては、福島県の観光物産交流協会や震災遺構の協議会である3.11伝承ロードなどと連携協力し、広く請戸小学校のPRをしているところでございます。そのほかにも県内各市町村教育委員会や旅行会社などにもパンフレットを送付するなど、施設の案内をしているところでございます。

また、今年中に震災遺構請戸小学校のホームページの整備を計画しており、広く周知することを予定しているところでございます。

次に、展示関係でございますが、開館当初から増やした展示の主なものを紹介させていただきますが、1つとしては役場の広報担当や当時の先生方が撮りためていた学校行事などのスナップ写真の掲示をしております。

また、校長室の金庫で保管されていて、津波に浸かってしまった学校沿革誌などの保存文書について、このたび国文学研究資料館の西村教授などにご支援をいただき、保全作業を行っていただきましたが、それら資料の一部を展示しているところでございます。

また、卒業アルバム製作を請け負っていた写真館から請戸小学校

の卒業アルバムの寄贈をいただきましたので、それらアルバムを閲覧できるような形にしております。

さらには、国土交通省が津波到達直後に仙台からいわき市までの沿岸部を空撮により状況調査したときの映像、これもお借りすることができましたので、そういったものを展示するということで展示内容を増やしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） かなりいろいろな方面から今募集して、また集まってきた。

先ほど次長おっしゃいましたように、やはり津波の到来時の航空写真の映像ですか、これも展示していただけるということでありますけれども、実際問題としてかなり厳しい、厳しいというか、現実としてやはり厳しい状況であったということがご理解いただける資料であるということは私も十分理解できます。これも役場職員の方々の努力のたまものかなと思いますけれども、そればかりではなく、もっともっと広範囲な資料というか、ものをもっと提供していただくような体制もまた併せて取っていただければ幸いと思いますので、これもよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、大きな3番はこれで終わりになります。

それでは、請戸漁港施設について4番目の質疑に移りたいと思います。

（1）ですが、昨年度9月、総務常任委員会の説明の中で請戸漁港施設内にモニタリングポストを新設したいと報告がありましたので、現場視察であったんですけれども、4月以降に説明は確認いたしました。しかし、いまだに設置されておるか、確認ができませんでしたので、その経過を伺いたいと思います。

あと請戸漁港からも現在まで設置していないということですので、これの推移等をお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 答えいたします。

請戸漁港内へのモニタリングポストの設置につきましては、関係機関と調整しまして、貯氷冷凍庫施設の付近に整備していただくこととしております。

しかしながら3月に発生しました福島県沖地震によりまして、当該冷凍庫施設の修繕が必要となったため、設置に至っておりません。当該施設の修繕が済み次第、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 現在課長のおっしゃったとおり、やはり冷凍庫の施設周りだったので、迅速にするのはその辺で無理だということでしたので、その辺、次回また聞きたいと思います。

ただ、修理時期が何月と明言されているわけではございませんので、やはりできる限りの早い修繕をお願いしたいと思います。

（２）に移ります。

漁港の荷さばき施設の屋上ですか、この辺にライブカメラ、要するにカメラなんですけれども、この件で設置計画があるということで耳に挟んだものですから、説明ができるならば計画なり、運用方法等を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ライブカメラのご質問にお答えします。

ライブカメラにつきましては、令和４年３月に福島県事業として請戸漁港荷さばき施設屋上に設置されました。

主な設置目的としては、漁業活動の支障となる行為の監視、地震時における津波の状況確認、漁港内の防犯、荒天時の波浪状況の確認などが挙げられます。

災害時のみならず、平常時における漁港内の状況把握に非常に有益であると判断し、町として設置することについて了承いたしました。

現在ライブカメラは、運営に向けて調整中であり、運営開始後は10分間隔の静止画として県のホームページで公開すると聞いております。スマートフォン等で誰でも閲覧できることから、遠方から通われる漁業者の皆様の負担軽減につながるものと理解しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 大変ありがたい形だと思います。

これが設置されれば、リアルタイムでパソコンやスマホからも映像が見られるというふうになりますので、今課長がおっしゃったように地震とか津波の確認、あとは災害時の様子が確認できます。

それと、地元の漁業者は仙台、北は宇都宮方面、南はいわき市、中通りや福島市や二本松からも通勤しておりますので、船の状況や港を自分の目で確認できれば、それ相応の財産等を置いてありますので、安心面で自分の目で確認できることは心強いことと思います。これも早期の運用開始を望んでおります。

また、これは話が飛躍するかもしれませんが、今現在、相馬港のほうでも同じようなライブカメラを設置して、テレビで夕方に見る

ときもあるんですけれども、やはり私個人としては県のほうで設置していただけるのであれば、たしか福島県だけど、県のほうにおいてもある程度確認になっているかと思うんですけれども、その辺をもっと協議をしていただいた上で、テレビあたりでも、ちょっとテレビカメラでライブ中継してテレビ画面で放映していただければもっとありがたいなと思いますので、それもぜひ検討していただきたいなと思います。

この件は終わりますけれども、本来ならばこの時期に昨年2月、本年3月に二度の強い地震で被害を受けた荷さばき施設の復旧計画をするつもりでしたけれども、5月16日頃から復旧が始まりましたので、今取り上げませんが、この件で施設の早期復旧を求めるとともに、関係者の皆さん方のご努力に敬意を表しまして次に移りたいと思います。

5番目です。最後の質問になります。3月定例会期間中の全員協議会での資料を基にお尋ねをいたしますが、私欠席しておりましたので、資料の確認から申し上げます。

その前に、2つほど確認をしておきたいと思います。

1つ目は、請戸地区の仮置場の土地の所有の件、昨年9月定例会で私の一般質問に対して住民課長の答弁で、今年度末までに一部の返地を予定しております。残る地区については事業が完了すれば、現状復旧しながら返還されると考えておりますので、そういう答弁でした。全て民有地という解釈でいいのか、その辺お尋ねいたします。また、何%ぐらい返地されたのか、それも数字が分かればちょっとお聞きしたいなと思います。

2点目、仮設焼却炉の件で令和元年の資料で双葉町から約4,000トンの災害廃棄物を、処理を予定しています。しかし仮設焼却炉が12月中に双葉町で供用開始予定なのにその持込みがないと伺った記憶がございますけれども、令和元年9月の一般質問の中で、双葉町からの持込み予定はありませんと、これはどういうことか。これ以上、持ち込まれないという記載がありましたけれども、それとは別にまた浪江町にはまだ4万トンの余力があるか、これも伺いますので、先ほどの土地の所有権、双葉町からの一般廃棄物の持込みの件の確認をいたしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

まず、請戸仮置場の土地の所有権でございますけれども、おただしのおり全て民有地でございます。

それから、令和元年9月の全員協議会以降の双葉町の一般廃棄物

の持込みについてでございますけれども、本年４月までで14トンと
なっております。こちらは、現在、南部衛生センターの新焼却施
設整備を行っておりまして、これに伴い処理できない可燃物につ
いて当初北部衛生センターにおいて処理をすることとされておられ
ました。このうち、特に季節的に多く発生する刈草等、大量のごみ
を処分することは北部衛生センターの処理能力では困難であること
から、郡内の環境省所管の仮設焼却施設の稼働状況を見ながら処理
することについて双葉地方広域市町村圏組合と環境省で協議をした
結果に基づくものでございます。

なお、返地の資料でございますけれども、手元に用意してござい
ませんので、改めて説明を申し上げたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの課長の答弁でありますけれども、
余力があるということを確認できました。また、双葉町からののがこれ
に入っていますか。やはり南部衛生センターのごみがいっぱいだとい
うことで、北部衛生センターに持ち込んでも余るということで、
去年聞いたときには棚塩の仮設焼却炉で処理していくのかなとは思
います。ただ、やはりそれ以上双葉町から受け入れない、持ち込ま
せないということでしたけど、その辺に対して理解とか、また町に
対して、町に対して当然に回答あったかなとは思いますが、議会对
して説明がなかったというか、私の記憶違いかもしれませんが、
なかつたような気がするんですけども、その辺はどういうことか伺
いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 今ほどお答えさせていただきました北部衛
生センターの処理能力を超える分の持込みについてでございますけ
ども、双葉地方広域市町村圏組合からの受けております説明によ
りますと、設置町村、それから地元の行政区長、それから広域圏組
合等の議会等で報告があったことについて確認しておりますけれど
も、それぞれの議会のほうについても直接の報告については、され
たというようなことは伺っておりませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今現在のお話の中で気になったことは、やは
り議会に対して、やはりそれだけの前と話の内容も全然違うというこ
とが当然議会に対しても説明があつてしかるべきかなと思いますけ
ども、やはりその辺に対して、議会に対してこれは広域圏の話で
すから、広域圏のほうから説明があつたような記憶の中ではないん

ですね。その辺もやはり議会に対してどういう基準というか、判断
というか、それがどういう基準になって、これはもう把握している、
これはまだ先延ばしで良いのか、というような基準があるのか、ま
た判断です。どの辺の判断でするしないを決めているのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

広域市町村圏組合の基準につきましては、私どものほうでは把握
しておりませんが、実際、浪江町で行われる事業については、
私どものほうでしっかりと把握して、議会のほうに報告をしながら、
説明をしながらですね、説明していくべきと考えておりますので、
今回の件も踏まえまして今後そういったところを整理しながら、し
っかりと説明できるように対応してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 現在の答弁で了解はいたしますけれども、とい
うことはやはり浪江町の地区に大熊、双葉の広域事業、広域圏組合
ありますので、あとは浪江町の先ほど申しましたように除染廃棄物
を受け入れ等も行っております。そのようなことから、あまり問題
にする気はありませんけれども、ただあまりにも議会軽視じゃない
のかなという観点から申し上げました。やはり先に申しましたとお
り、事後報告とすれば地方自治の権利立場、町としての責任の立場
というのが先ほど来ありましたとおり、それらはありましたけれど
も、ただ議会に対しても、もっと丁寧な説明、これは必要かと思
いますので、この点を指摘いたしまして、次に移りたいと思います。

最後の質問になります。参考までに令和2年度以降、双葉町、富
岡町からの搬入トン数、町別に伺います。また、双葉町での仮設焼
却炉が完成しているはずですが、これに対しての処理能力が
どれぐらいあるのか、今後の参考のためにお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

処理実績でございますけれども、富岡町は1万3,875トン、それ
から双葉町につきましては先ほど申し上げた14トンとなってい
るところでございます。

また、双葉町仮設焼却炉の処理能力でございますけれども、双葉
その1のほうで、日で150トン、それから双葉その2で200トンの処
理能力となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 理解いたしました。

(2)に移ります。3月定例会中の全員協議会での資料の中で請戸仮置場に搬入予定があるPCB廃棄物の件ですが、民有地であると、先ほどの答弁から見ても、その地権者と賃貸契約をしていると思いますけれども、PCBとかの毒性の強い物質や危険物に対しての持込みに対しての契約内容の記載はあるのか、それに対しての説明会をしたのか、伺いたいと思います。

契約になれば何を持ち込んでもいいのかというふうにならないと思いますので、説明の責任の所在は明確にしていく必要がありますので、契約書の確認、記載の有無を求めますが、この点もお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

契約書につきましては、土地使用に関する保証契約を締結するためのものでございまして、ご指摘いただきました内容の記載はございませんが、環境省が施行する家屋解体等により発生する廃棄物を搬入する旨の明記がされております。

また、個別の品目に対する説明会はしていないということで、家屋解体由来の廃棄物を搬入する旨の説明を行ってきたと、環境省のほうから説明を受けているところでございます。

それから、契約書の確認と記載の件でございますけれども、環境省のほうから個人情報が含まれていることから、契約書自体をお示しするのはなかなか難しいと伺っておりまして、本日ご質問をいただいた件も含めて環境省とこの件に関して情報共有したいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 只今の答弁で、国のほうの回答が分からないというか、中で個人情報があるということでちょっと無理だということですが、ただやはり先ほど私が申しましたように契約する内容が、存在そのものが、原子力関連の放射線関係の廃棄物の持込みに関する契約書であったとしても、この内容的に成分とか、PCB廃棄物、そういう毒性のそういうものに対しての持込みはどうかという考えがあったもので、今のご質問したわけですが、やはりPCB等のごみ、公害を起こした毒性の強い物質、同じように、そしてまた現在を見てもPCBの被害にあった方、まだPCBが体内に残っているという報告もございます。やはりこれほどの危険な物質を契約書の内容というか、そういうものに関して記載がなかったというお互いの不備だろうかとは思いますが、やはり今後の研究課題にさせていただいて、そういうものはできる限り

用地は返還されると思いますけれども、やはりその辺は十分吟味して考えていただきたいなと思います。

次にいきます。

(3) になりますけれども、今のPCBの搬入の件で、今地震がかなり多発しております。昨年度もかなり強い地震がありまして、また本年も3月から5月にかけて計6回、あと津波注意報も出ているところでございます。その中でなぜ今現在も東日本大震災や周辺の震源地付近にはまだ動いていない地震の空白地帯があると、マスコミ報道等でもある中で、なぜこの災害危険区域の搬入を安全な候補地として何か所ぐらい検討したのかお伺いしたいと思います。

あと今からやると分らなくなる。これは後で聞きましょうか、その辺をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

環境省として初めに候補地として検討されたのは、対策地域内の運用中の廃棄物の仮置場、全部で19か所と確認しております。そこから一時的に集約したものを搬出するときに、大型の車両で搬出するといったことから、周囲の道路や構内が広く、さらに線量測定を実施するため、周囲の影響が少ない帰還困難区域外に立地していること、加えて廃棄物処理法上のPCB廃棄物の保管基準には、アスファルト敷といった条件がございまして、これらを基に選定を行った結果、全てを満たす廃棄物仮置場については請戸仮置場のみであったとの説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの答弁伺いますと、何かその辺のできないという理由というものが優先されているような感じを受けます。時間がないので次に移りたいと思います。

(4) ですがけれども、前にいただいた資料の冊子の中では、このコンテナの中にドラム缶、一斗缶が写っておりますけれども、これの中身を集約すれば専用車両約二、三台との記載ですが、これは缶類やコンデンサーの拭き取りだけでの洗浄なのか、ほかに内容によっては中身を移替える作業も入っているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えいたします。

作業内容でございますけれども、表面拭き取りに加えまして、PCB廃棄物の表面汚染密度の測定を予定しております。また、安定器については、運搬用の容器に詰め替える作業を予定していると伺

っているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） これはやはり作業が容器移し替えということですけれども、やはり専門の容器にそれなりの形と思うんですけれども、先ほどの事故等も考えれば、安全それにこしたことはございませんけれども、その辺は十分考慮していただきたいなと思います。

私の質問はこれで終わりますけれども、今回最後になりますけれども、今回、健康上の理由で引退を表明しました吉田町長に対しまして、今回が最後の一般質問になりました。たとえ1期とはいえ、町の将来を決める大事なときに就任、さらに各種施設の建設等、多大な実績に評価とともにお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で10番、高野武君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩します。

（午前10時32分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時45分）

◇ 山 崎 博 文 君

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君の質問を許可します。

15番、山崎博文君。

[15番 山崎博文君登壇]

○15番（山崎博文君） 15番、山崎博文です。

議長の許可を得ましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

まず、吉田町長におかれましては、先月2日に「年齢を考えると健康上に不安がある」として、次の町長選挙には出馬せず、8月4日の任期満了をもって退任する意向を表明されました。先月、浪江診療所でお会いしましたが、残り2か月余り、どうか健康に留意され、町政執行に当たられますことをお願いいたします。

そして、今日の私の一般質問は、吉田町長とは最後の議論の場になります。質問の中で幾つか提案をさせていただきますので、納得のいく明快なご答弁をいただけたらと思いますので、よろしくお願

いたします。

それでは質問に入ります。

まず初めに、質問事項 1、帰還困難区域（復興拠点・復興拠点外）の避難指示解除及び固定資産税の賦課についての（1）特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご質問いたします。

特定復興再生拠点区域、いわゆる復興拠点の避難指示解除予定を来春としています。解除のための 3 要件、1 つ目に、空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること。2 つ目に、日常生活に必須な電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信などのインフラや、医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。そして 3 つ目に、県、市町村、住民との十分な協議となっています。この 3 要件を満たすための現在の進捗状況はどうなっているかお伺いします。

次に、解除 3 要件のうち、2 つ目の中に、医療、介護の生活関連サービスがおおむね復旧することとなっていますが、特に津島地区の診療所は、仮設津島診療所として二本松市で診療を行っているため、再開・復旧は困難であることは明白です。つまり、医療の復旧という面では要件を満たしていないのではないかと思います。そこで、現状を踏まえれば、通院・通所などの移動のための交通手段の確保などと柔軟な要件緩和が必要と考えますが、ご所見を伺います。

また、交通手段の確保のための財政支援を国・県と協議が必要ではないかと考えます。この点について協議されているかお伺いします。

次に、解除時期の見通しについてですが、現在のところ来春の解除時期に変更はないのか、変更がなければ、具体的に令和 5 年の何月を目途にしているのかお伺いします。また、今年 1 月 27 日、企画財政課の配布資料では、避難指示解除エリアは国等の協議によって変更になる場合があるとなっていますが、エリア変更はあるのか、さらに、帰町人口を何人と想定して解除に向け取り組んでいるのか、併せてお伺いします。

次に、解除前には秋に予定している準備宿泊が行われますが、解除に至るまでの準備宿泊を含むスケジュールをお示しいただきたいと思います。

次に、解除となった一部地域には、浪江町個人住宅再建支援事業補助金最大 25 万円、浪江町住宅清掃費補助金最大 15 万円等々の帰町するための様々な各種補助制度があります。これから帰町する、あるいは帰町を考えている方々に、現行制度について理解を深めてい

ただくためにも、改めて補助メニューにはどのようなものがあるか、確認のためお聞かせいただきたいと思います。

次に、（２）特定復興再生拠点区域の固定資産税の賦課についてご質問いたします。

まず、昨年３月９日、医療・介護保険等の保険料、窓口負担の減免措置について、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら適切な見直しを行うことを基本方針とする閣議決定がなされました。見直しの具体案では、避難指示を解除した年の翌年４月から１０年間で終了することを基本とし、平成２９年３月に町内の一部避難指示の解除となった地域では、保険料は令和８年に２分の１免除、令和９年特例終了、医療費の窓口負担は令和１０年特例終了となっております。復興拠点も避難指示を解除した年の翌年４月から１０年間で終了するという同様の考え方で見直しが進められます。

それでは、固定資産税の賦課についてはどうなのかという疑問が生じます。地方税法で解除から３年間は２分の１減免となることは承知しています。また、町も条例減免をしながら軽減措置を講じてきたことも承知しています。そこで、既に一部解除となった地域の土地・建物に対する固定資産税の賦課について、解除後、減免はどういう経過をたどってきたのか、確認のためお聞かせいただきたいと思います。

次に、どうしても復興拠点の避難指示解除に注目されがちですが、固定資産税の賦課について明示はされていません。そこで、固定資産税の賦課について国と協議を行ってきたかお伺いします。

質問事項１の（３）特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてご質問いたします。

まず、昨年８月３１日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、復興拠点外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針として、２０２０年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、復興拠点外の避難指示解除の取組を進めるという決定がなされてから９か月が経過しました。この間、国との協議はどのように進行しているのかお伺いします。

次に、帰還意向調査についてですが、双葉町では夏に帰還意向確認を実施した上で、早ければ２４年度に除染を始め、避難指示解除につなげる。また、意向調査は世帯主を対象に書面を送付し、家族のうち誰が帰還するのか、帰還したら営農を再開する意思があるかなどについて聞き、おおむね１か月での返信を求め、集約でき次第、避難先、または行政区別の住民説明会を開くとの新聞記事がありました。帰還意向の確認方法などは、それぞれの自治体と調整して決

定するとなっています。そこで、当町の意向調査については、いつ、どのような方法で調査を行う予定なのかお伺いします。

次に、意向確認、除染、避難指示解除のサイクルを複数回行うことなどを想定しています。復興拠点外の避難指示解除は、具体的に、例えば大字単位なのか、小字単位なのか、除染後速やかに戸別ごとなのかなど、どのように避難指示を解除していくのかお伺いします。

質問事項1の最後になります。（4）特定復興再生拠点区域外の固定資産税の賦課についてご質問いたします。

固定資産税は、避難指示解除後、賦課されますので、拠点区域外の解除方法によって考え方が変わってくるものと私は考えます。そこで、復興拠点外の固定資産税の賦課について国と協議を行ってきたかお伺いします。

次に、質問事項2の広域連携についてご質問いたします。

大震災後、一部地域の避難指示解除までの6年間、解除からの5年間という年月を町職員は通常業務に加え、様々な震災・復興業務に当たられてきました。特に3.11直後の大混乱の中での震災対応は、不眠不休で当たり、まさに激務であったと言えます。大震災後の採用となった職員が当町は51%を占めているという報道がありました。もしかしたら、こういうことを知らない職員もいるかもしれないと不安に駆られました。貴重な経験や教訓を踏まえた災害対応マニュアルを作成しているのも承知していますが、記憶や教訓などを語り継ぎ、町政に生かすべきと考えます。地震や豪雨災害が多発している昨今だからこそ、ペーパーだけではなく、これらの経験などについて職員間で共有すべきと考えますが、今まで共有されてきたか、後の質問にも関連しますので、お伺いします。

住民の利便性の向上や行政サービスの多様化・高度化、行財政の効率化などが図られるとして、平成の大合併が進められました。令和元年12月定例会の町村の合併に関する一般質問の町長答弁では、

「合併に関しましては様々な考えをお持ちの方がおられます。現状で合併の議論をするにはふるさとの再生を願う多くの町民の感情として難しいと考えております。町の復興の見通しが一定程度あった段階で一つの選択肢として検討することになると考えております」という答弁でした。今も同様のお考えかお伺いします。

もし、お考えに変わりがなければ、被災自治体は近い将来、町村合併が議論される日がやってくると私は思います。合併を議論する前にまずできることからという観点で申し上げれば、広域連携が重要であると思います。連携の一つに、自治体間人事交流があります。自治体間人事交流をどのように捉えているかお聞かせいただきたい

と思います。

また、当町において、福島県と人事交流を実施していると認識していますが、町村間で今までに人事交流を行ったことがあるか、併せてお伺いします。

次に、質問事項３の交流人口の拡大についてご質問いたします。

現在、移住・定住促進事業として、東京在住の人が県内の市町村へ移住し、対象企業等に就職した場合の移住支援金を給付するＦターン移住支援事業補助金、新規就農希望者等に一定の収入補助、家賃の一部を補助する新規就農者確保促進事業、移住検討者向けに町内宿泊施設での宿泊費の一部を補助する移住検討者町内滞在支援補助金、新規転入に伴う住宅取得費用の一部を補助する移住者住宅取得事業補助金、町内不動産会社が管理する賃貸物件に入居する移住者に対して家賃の一部を補助する移住者向け住宅支援補助金、18歳までの子供が健康保険を使った医療費の一部を助成する子ども医療費助成事業、家賃住宅に入居する子育て世帯に対して上限月額３万円を補助する子育て支援家賃補助金制度、町内移住後に結婚されたご夫婦の結婚生活を最大50万円応援する定住促進結婚支援金、町立学校に通学する児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費等を交付する町立学校児童生徒就学支援金交付事業など、様々な事業を展開しています。町長が掲げる持続可能なまちづくりや復興をさらに進めるには、地域への短期滞在者を増やし、宿泊や食事、地場産品の購入などを通して交流人口を拡大することも重要であると考えます。そこで、交流人口の拡大を図るための事業についてはどのように取り組んでいるかお伺いします。

質問事項の最後になります。

応援大使等の創設についてご質問いたします。

復興等の発信や地場産品の良さを宣伝・普及等を目的に、文化、芸能、スポーツ等の分野で活躍している方々に、応援大使や親善大使などとして委嘱している自治体があります。福島県では「しゃくなげ大使」として俳優の西田敏行さんやオリンピックマラソンメダリストの有森裕子さん、福島市では「ももりん大使」としてエアレースパイロットの室屋義秀さん、伊達市では「伊達なふるさと大使」としてお笑いコンビのサンドウィッチマンさん、郡山市では「フロンティア大使」としてプロ野球ＯＢの中畑清さん、いわき市では「いわき応援大使」として女優の秋吉久美子さんなどが就任されています。大使としての報酬は無報酬で、名刺代は負担しているようです。

当町においても、町の魅力や復興等の発信、地場産品の良さを宣

伝・普及等を図るために応援大使等の創設をしてはいかがかと思
います。大使の人選については、腹案が私の頭の中にはありますが、
相手があることですのでこの場では差し控えます。創設が決まった
際にはご提案したいと思えます。応援大使等の創設についてお考え
を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。答弁によっては再質
問・再々質問を行いたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、まず私から、質問事項2の広域連携
についての質問にお答えをいたします。

まず、様々な震災・復興業務に当たってきた職員について、その
経緯について職員間で共有すべきではないかというご質問にお答え
をいたします。

平成25年度から、新規採用職員を対象として、震災当時の職員の
実体験を素材とし、災害時の職員としての行動を考える、演習によ
る教育研修を行うなど、研修を通じ経験の共有を図る取組を実施し
ております。

また、町民の方々にお配りをいたしました町民や職員等の避難の
記録や証言等を取りまとめて編さんされました「浪江町震災記録誌」
が完成しておりますので、新規職員にはこれらを配付して、研修の
中で職員の実体験を交えた震災当時の話をするなど、共有化を図っ
ております。

また、今年度も新規職員等を対象とした町長講和という時間をい
ただいておりますので、私自身の当時の体験をお話しするなどを行
っており、さらには町内の様々な施設等について視察研修等を実施
したところであり、これらを通じて情報の共有を図ってまいり所存
でございます。

次に、町村合併に関する質問でございますが、町村合併につきま
しては、今も考えに変わりございません。

この間、様々な復興事業を着実に進めてまいりました。持続可能
なまちづくりに取り組んできたわけでございますが、帰還困難区域
の避難指示解除に向けた取組など、浪江町としてしっかり対処すべ
き課題が山積をしている状況でございます。

以前の答弁の繰り返しになりますが、現在はそれぞれの皆様方の
「浪江町」をよりどころとして、課題や困難に向き合っている最中
でございますので、合併につきましては、復興の形が見えた段階で、
しかるべき時期に検討が行われるものと考えております。

次に、自治体間交流、人事交流の件でございますが、人事交流は

人脈や新たなノウハウ、知見の共有など、人材の育成や組織行政運営の活性化を図る上で非常に有効な手段と捉えております。

こうした観点から、福島県とは人事交流を行っているところではありますが、残念ながら、町村間での人事交流を行った実績はございません。今後、双葉地方町村会等でこのことについて取り上げて検討を重ねてまいりたい、そんなことでございます。

その他の質問につきましては、担当課からお答えをさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 1、帰還困難区域の避難指示解除について、（1）特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、①避難指示解除予定を来春としているが、解除3要件を満たすための現在の進捗状況についてのご質問にお答えします。

1つ目の空間線量につきましては、平成28年度より、放射線被曝に関して専門的な知見を有した委員で構成する「浪江町除染検証委員会」から、第三者の中立的な立場としてのご意見をいただいております。昨日、委員会のほうから「浪江町特定復興再生拠点区域の準備宿泊について」のご提言をいただいたところでございます。

具体的には、「除染、物理減衰などによって特定復興再生拠点区域の空間線量は減少している。今後も上記の効果により、さらなる低減も期待できることから、準備宿泊に伴う放射線被曝のリスクは十分に低減していると考えられる」との検証結果でございました。

一方で、住民の放射線被曝に対する不安を払拭するため、情報を収集・発信するとともに、相談体制を整えるなど、住民に寄り添った対策を講じ、準備宿泊に向けては、町職員による自宅内及び自宅外の線量測定を実施すること、高線量地点、いわゆるホットスポットがあった場合は、環境省へ追加除染を要望すること、Dシャトルによる被曝線量管理と住民が正しく空間線量率の把握ができるよう手引を示すこと等についてご提言をいただきました。

ご提言に対して、町として万全の体制を整備し、住民のご理解を得られるよう取り組んでまいります。

2つ目の日常生活に必須なインフラ、生活関連サービスにつきましては、これから詰める部分もございますが、おおむね復旧をしているものと認識しております。

3つ目の県、住民との協議ですが、これからしっかり協議をいたしまして、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②解除3要件のうち、2つ目に医療、介護の生活関連サービスがおおむね復旧となっているが、財政支援等、国と県と

協議が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

医療機関への通院、買物支援等のために、現在の避難解除エリアにつきましては、デマンドタクシーを2台、週6日運行しております。本年度につきましては、町が秋口から実施したいと考えております準備宿泊の開始直後から、特定復興再生拠点区域へのエリア拡大を予定しております。令和5年度以降につきましても、国・県等、関係機関へ財政支援を引き続き要望しております。

続きまして、③解除時期の見通しについて、エリア変更はあるのか、さらに帰町人口を何人と想定しているのかについてのご質問にお答えします。

浪江町復興再生拠点区域復興再生計画の避難指示解除の目標は令和5年3月としております。議員おただしの具体的な避難指示解除の目途につきましては、今後住民説明会を開催しまして、いただきましたご意見を基に、国・県等の関係機関と協議をし、町議会へご説明させていただいた上で決定してまいりたいと考えております。

また、避難指示解除エリアにつきましては、当初の計画のとおり、拠点区域の面積は、室原地区は約349ヘクタール、末ノ森地区、約159ヘクタール、津島地区は約153ヘクタール、合計で661ヘクタールでございます。避難解除後は目標である1,500人の居住人口に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、④解除に至るまでの準備宿泊を含むスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたが、秋口に町として予定をしております準備宿泊につきましては、実施について住民説明会を開催し、いただきましたご意見を基に、国・県等の関係機関と協議をしまして、町議会へのご説明をさせていただいた上で決定したいと考えております。準備宿泊以降の具体的な日程につきましては、住民のご理解をいただきながら進める必要がございますので、説明会等を開催して決定してまいりたいと考えております。

次に、⑤町内の一部解除された地域には、帰町するための各種補助制度がある。補助メニューにはどのようなものがあるかというご質問にお答えいたします。

議員おただしの住宅再建支援事業補助金につきましては、町内の個人住宅の再建工事に要した額について、上限25万円の補助でございます。

続きまして、住宅清掃費補助金交付事業につきましては、長期間にわたり管理ができず、汚損等の被害を受けた町内の住宅の清掃に要する経費に対して、上限で15万円の補助をするものでございます。

そのほかには、浪江町ふるさと住宅移転補助金というものがございまして、県外からの移転の場合、複数世帯が15万円、単身世帯が10万円、県内からの移転の場合、複数世帯が10万円、単身世帯が8万円の補助となっております。

そのほかにも、高校を卒業するまでの子供と浪江町内の賃貸住宅に同居、養育し、かつ家賃を支払っている世帯への浪江町子育て支援家賃補助金制度などがございます。

こうした各種補助金につきましては、町のホームページ等で周知しているところではございますが、本年度、準備宿泊の前に電気、ガス、水道の手続、ごみの出し方、各種補助制度等についてのガイドブックを広報紙と共に配布する予定としております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 私のほうからは、（2）特定復興再生拠点区域の固定資産税の賦課について、①町内の一部避難指示解除後、固定資産税の賦課についての減免についてどういう経過をたどってきたかについてでございます。

まず、平成29年3月31日に解除されました当町の避難指示区域につきましては、平成30年度は、地方税法で2分の1の減額、それと併せて町税の減免条例で2分の1の減免、全体で100%の減になります。平成31年度は、地方税法で2分の1の減額、併せて町税の減免条例で4分の1を減免、全体で75%の減。令和2年度は、地方税法で2分の1を減額しておるところでございます。令和3年度につきましては、町税の減免条例で4分の1を減免しております。

このような経過をたどり、令和4年度、本年度から通常課税に移行させていただいたところでございます。

続きまして、②でございます。復興拠点の固定資産税の賦課について国と協議を行ってきたのかというようなご質問でございますけれども、まず地方税法の附則におきまして、原発事故に関して避難指示の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除等について、それから、前年度課税免除区域であって、その後、課税免除区域に該当しない区域などについても既に減額の規定が整備されているところでございます。

また、①のほうでご説明いたしました地方税法による減額や条例による減免をこれまで行ってまいったところでございます。その部分につきましては、国より東日本大震災復興特別交付税により減収分の補填措置がなされているところでございます。復興再生拠点についても同様の補填措置がなされるものと考えておりますが、なおのこと、改めて国にも要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） （３）特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、①昨年８月31日の方針が示されてから、この間、国との協議はどのように進行しているかについてのご質問についてお答えいたします。

昨年、10月12日の浪江町会場をはじめとしました県内外7か所で開催しました住民説明会でのご意見、室原行政区、津島地区の全8行政区、大堀地区のうち帰還困難区域を抱える5行政区の計14行政区長のご意見を基に協議を今進めております。特に、行政区長の皆様からは、地区住民への丁寧な説明が求められており、町からも国に対して行政区ごとの説明会を開催するように求めています。

また、今後全員協議会で、国から帰還・居住に向けた今後の進め方について直接説明があるものと認識しております。

続きまして、②意向調査については、いつどのような方法で行う予定かのご質問にお答えいたします。

現在、全14行政区長の皆様のご意見を基に、国と協議を進めております。議員おただしの時期とその方法につきましても、今後全員協議会で国から帰還・居住に向けた今後の進め方について説明があるものと認識しております。

③具体的にどのように避難指示を解除していくのかのご質問にお答えいたします。

国の説明では、第1期の除染開始につきましても、令和6年度を目途としており、その基本となる帰還・居住に向けた今後の進め方については、住民の皆様へ丁寧に説明した後に実施されるものと認識しております。

避難指示解除の時期につきましても、第1期の除染範囲によるところがございますが、できるだけ早く帰還できるように、町としては国に要望してまいります。

また、第2期の意向確認につきましても、第1期のサイクルの終了を待つことなく、前倒しで進められるように国に求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） （４）特定復興再生拠点区域外の固定資産税の賦課について。避難指示解除方法によって固定資産税の賦課の考え方も異なってくるものとする。この件について拠点外の固定資産税の賦課について国と協議を行っているかというご質問でございますけれども、賦課そのものについては、先行して解除された区

域、それから特定復興再生拠点区域と同様、避難指示が解除された段階から再開と考えているところでございます。

国との協議につきましては、拠点区域のところでも申し上げましたけれども、拠点外につきましても併せて要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 3、交流人口の拡大について、交流人口の拡大を図るための事業についてはどのように取り組んでいるかのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町の復興をさらに進めていくためには、観光・産品振興と移住・定住の促進の両輪で交流人口の拡大を図る必要があります。

観光・産品振興の取組としては、人気アイドルグループとコラボレーションしたイベントを町内で開催する等の取組により、町内外から交流人口を生み出し、町の復興をPRするとともに、町内の宿泊施設・飲食店・道の駅なみえ等の観光利用を促進し、地域経済の振興を図ってまいりました。

また、移住・定住に関しましては、まず町を知ってもらう段階から、訪れて体験してもらう段階、就労し移住してもらう段階といったように、個人の生活やライフプランと連動した施策を提供する必要があると考えており、町を知っていただき、訪れていただくため、特に情報発信に関する取組を行っております。

昨年度は、本町が持つ様々な魅力を移住検討者にアピールするPR動画を作成しまして、3月から町のホームページの浪江町移住ガイドに掲載をしております。今年度につきましては、東京都千代田区丸の内で開催するイベントを10月に予定しておりますので、観光産品振興等と連携した町の魅力発進、移住・定住施策のPRを積極的に行なってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 4、応援大使等の創設についてお答えいたします。

本町ゆかりの著名人の方に本町のPRや情報提供等をしていただくことは、本町の知名度を高める上で大きな効果を発揮するものと考えておりますが、現在のところでは、応援大使等の創設は考えておりません。

しかしながら、震災前には、浪江町観光協会で、でございますが、本町出身の民謡歌手であります原田直之氏に観光親善大使としてご

協力いただいていた時期もありましたので、こうした事例や他自治体の事例等を参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） それでは、何点か再質問いたします。

まず、質問事項1の（1）特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてで、来春解除予定の復興拠点に対しても、帰町するための現行補助制度をいろいろご紹介いただきましたが、当然継続されるものと考えます。財源的なこともあります。ご所見をお伺いします。また、新たな補助制度の創設をお考えかお伺いします。

次に、（2）の特定復興再生拠点区域の固定資産税の賦課についてです。今までの一部地域解除した後は、解除の翌年から3年間は地方税法も含めて、町条例も含めて減免をして、最後の4年目には町条例で4分の1減免してということは、固定資産税の賦課についてというこの固定資産税の納付書ですか、一緒に入っていたものですから、これ皆さんにもう一度理解してもらうため質問しました。

その上で、昨日の新聞報道なんですけれども、今月末から7月上旬に復興拠点の避難指示解除を予定している大熊町は、復興拠点での固定資産税賦課について、先行して避難指示を解除した町内の大川原地区と同じ軽減措置で対応するという考え方を示したそうです。段階的な軽減措置に違いはあるものの、当町も先行解除となった区域と同様の軽減措置で対応するお考えなのか伺います。

また、東日本大震災以降に係る特例措置のうち、先行解除した区域は更地となっている宅地は、令和8年度まで住宅があるものとして軽減特例を適用する被災住宅用地の特例がありますが、復興拠点の適用となり、令和8年度までとなるのかお伺いします。

次に、（3）の復興拠点外の避難指示解除の復興拠点外の意向調査についてですが、まず最優先にやるべきことは、戻る、戻らないにかかわらず、荒廃家屋解体の意向を確認し、解体希望者には許可を得て解体することだと思います。そこで、意向確認前に国には早急に解体制度の創設を求めるべきではないかと考えます。創設されれば、解体・除染が行われ、それが被災者生活再建支援金の支給にもつながります。ご所見を伺います。

次に、質問事項2の広域連携についてですが、1回目に町長から答弁いただきましたが、職員間で共有はしていると。あと広域連携については、町村会で今後検討していきたいというような答弁でしたが、町職員は特に一部地域解除後の復興業務のノウハウは、被災自治体としてとても大きな財産だと思います。震災直後から今日ま

での経験や知見、教訓などを共有している当町職員と、復興拠点の避難指示解除が始まる双葉町と自治体間人事交流を行い、ノウハウを供与してはいかかだと思います。また、双葉町にとって解除してから5年後の課題などを当町において研修、経験できるものと考えます。

1回目の質問でも申し上げましたが、被災自治体には近い将来、町村合併が議論される日がやってくると私は思います。そこで、合併を議論する前にまずできることからという観点で、双葉町へ職員人事交流について積極的に提案し、連携を図ってはいかかと思いますが、ご所見を伺います。

最後に、質問事項3の交流人口の拡大についてです。6月1日付の福島民友に、経済産業省と福島県は浜通りなどの15市町村の交流人口拡大に向け、市町村間の連携促進を軸にした施策を展開する。酒・グルメ、スポーツなど、6つのテーマを設定した上で、複数の市町村がテーマごとにタッグを組み事業に着手。民間企業も巻き込んで魅力の最大化を図る。7月中にも発足させる15市町村広域マーケティング機関、仮称ですけれども、この機関を司令塔に広域展開できる企画を立案して周遊につなげるというような内容の報道がありました。

しかし、浪江町を除く15市町村の6つのテーマは、最低1つは参加していますが、当町の名前はありませんでした。そこで、検討会議は15市町村の副市長及び副町村長らが参加したはずですので、検討会の内容と、なぜ参加を見送ったのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。再質問の内容に納得のいく明快な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より広域連携の部分についてお答えをいたします。

間違いなく町職員にとって、今回の災害についての知見は大きな財産だと思います。そういった中で、共有することはもちろん大事でございますが、町村それぞれの復興のステージが異なる状況もございますので、一概に交流を進めることが今の状況の中で適切なのかどうか、その辺を検討しながら進める必要があるのではないかと思います。

とりわけ、双葉町は隣の大事な町でございますが、いまだ帰っていない、一人として居住が許されない状況の中でございますので、協議をすることが大事だというふうに捉えておりますので、今後そ

のような形をつくってまいりたいと思います。

それから、町村合併について、いずれ合併が必要になるという時期は確かに来るんだろうと、私個人では思います。ただし、その中であって、様々な課題を抱えている町村がそれぞれの課題に向き合っている状況でございます。ただ、議員がおただしのように、今、浪江町においても、解除後5年が経過した中で、1,871名という帰還者の状況を考えるならば、やはり相当の、今後の持続可能なまちを目指すためには合併問題は避けて通れないものと思いますが、その時期といいますか、その検討を始める段階は、非常に検討を要することだと思います。

それから、交流人口を拡大するために、民間の知恵を利用した連携が非常に重要だというふうに思いますが、そういったものを踏まえながら、持続可能なまちづくりを目指していくということで、このことについては担当からお答えさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、拠点内の補助制度は継続するかというご質問ですが、こちらの補助制度につきましては、今後帰還困難区域が解除されることに伴いまして、当然同じく継続していくべきものと考えております。

また、新たな制度はあるかというご質問ですが、こちらにつきましては、先に解除されて帰町している町民の方と不公平が生じないように、今ある制度をしっかりと堅持いたしまして、財源を確保できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、固定資産税の、先ほど大熊町のほうで先日発表された固定資産税の減免について、県が出された件でございますけれども、その内容について、先日発表されたということもあって、私のほうではその考え方の詳細について把握しているところではございませんけれども、浪江町の考え方として、まず、先ほど国に対して要望していると申し上げたところでございますけれども、こちらにつきましては、行政報告のほうでも出ましたけれども、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会というものを創設しておりまして、そこで国に対しまして、帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書として、先行解除された地域との公平な支援といたしまして、帰還困難区域の住民についても、先行解除された地域の住民に講じられた支援を同様に行うとともに、今後検討

するとされた帰還困難区域の固定資産税の減免措置や、町村が実施する支援策等に不公平が生じないように、必要な財源を確保することを求めたところでございます。

こちらにつきましては、その考え方として、先に避難指示が解除されたところと同様な形で、要望どおり町のほうも実施していきたいと考えていることを示したものでございます。

さらに、更地となっている土地についての減免の件でございますけれども、こちらは地方税法附則56条の1項の中で、被災している住宅用地の特例の扱いが記載されているところでございますけれども、東日本大震災によって滅失及び損壊した住宅の敷地については、住宅用地とみなして、住宅等の敷地で200平米以下の部分については6分の1に軽減、200平米を超える部分で3分の1に軽減することとされておりまして、おただしのとおり、昨年改正されまして、平成24年度から令和8年度までの15年間とされているところでございます。昨年の改正で5年ほど延長されて、15年間となったところでございます。

この状況では、現段階においては、これから先、解除されることになろうと思われる拠点外について、帰還が及ばない可能性も考えられることから、改正後すぐに国のほうに、その期間の延長について、不公平感が生じないような延長について求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 拠点外の家屋解体についてのご質問をいただいております。

こちらにつきましても、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会といたしまして、復興大臣などに対して帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書を提出しております。この中で、様々なご事情によって帰還できない住民の土地・家屋についても方針を示すとともに、国の目標である全域の避難指示解除の実現に向けたビジョンを示すことなどについて要望をしたところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） いわゆる国が発表した交流人口拡大に向けたアクションプランにおいて、6つの分野が選定された件についてでございますが、議員おただしの、今申し上げました交流人口拡大に向けたアクションプランにつきましては、域外から浜通りへの交流人口を増やし、地域での消費を拡大することを目指して、国・県並

びに浜通り15市町村において意見交換がなされてきたものでございます。

それで、今回15市町村広域マーケティング機関を新たに立ち上げまして、6つの分野で先行的に検討を進めることが示されましたが、事業化に向けまして、市町村、民間事業者、15市町村広域マーケティング機関、それぞれの具体的な役割や負担について、まだ決まってございません。そういうこともございますので、町としましても交流人口拡大については積極的に取り組んでいるところでございますが、現段階においては、いわゆる6つの分野のどれに参加、どれに参加しないということではなくて、全体として関与を続けながら、より具体的な町の役割、負担というものが見えてきた段階で、個別の議論に参加してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問です。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） まず、拠点区域外の固定資産税の大熊町の新聞報道は、私コピーを見えていますから、私は質問が終わったら、課長のほうに参考までにということで提出しています。

それで、1点のみ再々質問として、交流人口の拡大についてなんですけれども、今副町長から答弁いただきました。今後やはり動きがあるので、今のところということですが、これ町で、私はまず単独事業でできるのかなというのを一つ提案したいと思います。

というのは、高校野球の春の選抜大会に21世紀枠で出場した只見高校が、選抜大会前に土の感触を確かめるため、檜葉町で3日間の合宿を行いました。これが報道されたときに、当町の冬の比較的温暖な環境や、地域スポーツセンター、今後再整備される高瀬野球場や運動公園などの施設の充実という好条件を生かすべきだと思います。被災12市町村で、ある団体の合宿を受け入れ、交流人口の拡大に取り組んでいる自治体は、私の知り得る限りではありません。

そこで、町内施設を有効に活用し、今以上の施設使用料の減免措置や宿泊費補助を講じ、「合宿の里 浪江」として、小中学生、高校生、大学生及び社会人が所属する運動部や運動団体や各分野の団体などにPRし、交流人口の拡大は図ってはいかがかと思いますが、ご所見をお伺いします。

最後に、吉田町長には任期満了後に、4年間町政にご尽力いただきましたことに心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

以上、再々質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいま、提言があった「合宿の里 浪江」、その構想は、私もそのとおりだと思いますし、大賛成だと思っております。

実は、今までもそうでしたが、浪江町のこの天候のすばらしさ、これについては、私どもが避難生活をした中で、この浜通りの空気の軽さ、これを実感しました。そういった中で、高瀬の野球場につきましても、当初どうしようかという意見の中で受入れになったのは、やっぱりこの野球場を使って、やっぱり合宿を呼び込むと。それに附随して、いこいの村の利用拡大も見込めるということでございましたので、今、高校野球、浪江におきましてはチームもございませんが、やっぱりそういったグローバルな視点で、やはり交流人口を拡大していく、そして今ある施設がずっと効率的に利用していただける、そういった姿を求めるのは当たり前のことだと思っていますので、これは実現する意味もあるし、非常に重要なことだと思っていますので、全力で頑張ってみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で15番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩します。

（午前 1 1 時 4 1 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1 時 1 5 分）

◇ 紺 野 豊 君

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君の質問を許可します。

〔2番 紺野 豊君登壇〕

○2番（紺野 豊君） それでは、質問の方法は一括でやりたいと思います。

質問事項としていたしまして、私は3つほど。

1つ目といたしましては、福島国際研究教育機構について、2つ目は、浪江町の復興計画の第3次について、あと3番目には、来る浪江町町長選挙、参議院選挙についてお聞きしたいと思います。

まず、最初に、1番目の福島国際研究教育機構について質問させていただきます。

福島国際研究教育機構の立地選定に当たっては、福島をはじめと

する東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる創造的復興の中核拠点になることを目指し、国が設立を準備すると。

立地選定に関する国の方針としては、避難指示が出ていた地域の立地が基本となる。この中で、県が国の基本法に基づく提案の対象となる避難地域12市町村に対し依頼し、現地調査、ヒアリングを実施後、8月に候補地を選定、国に提案、国が9月に立地場所を決定するとなっています。

当町につきましても、令和4年5月10日、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町と同様、県に対して提案する意向を表明いたしました。

今後のスケジュールについては、5月31日までに町からの県に対する資料の提出、6月から7月にかけて県による現地確認・ヒアリング、8月、県による候補地の選定、9月、国による立地場所の決定となります。

そこでお伺いいたします。

町を挙げての盛り上がりが必要と思っております。町としては、大規模な誘致イベントを開催するのか。これはなかなかコロナ禍の中で難しいと思いますが、横断幕とかのぼり旗、垂れ幕等を浪江駅前にやるとか、役場にやるとか、スイフンの中も含めてです。

あと、当然4月28日に商工会、建設業組合関係、JC、区長会からも町長のほうには要望書が行っていると思います。絶対にこれは誘致しなきゃいけない。5,000人規模の一応人口がこれ以後の話の中もあると思いますので、来年、令和5年から始まって、最終的に令和12年、その中でやるような計画になっておりますが、ぜひとも選定できるような話の中でお願いしたいと思います。本文の中で要望いたしております。

次に、浪江町の復興計画の第3次について。

令和3年の3月から令和12年の10年間、前期基本計画、令和3年から令和7年の5年間、後期基本計画、令和8年から令和12年の5か年間となっていますが、もう1年3か月たっております。その中で、農業、水産業が再興に取り組みしたと思います。一部の農地では、ため池の放射性物質対策や農業用水等々の復旧が完了していない地区があると思います。今の営農再開はなかなか困難な状況になるかと思いますが、今若干遅れておりますが、どのような対策があるのか。

そこでお伺いしますが、農業の再開に向けての町内における農地

の再生の状況及び農業用水路等の復旧状態は若干遅れているような感じがしますんで、その辺を含めてお聞きしたいと思います。

次に、担い手不足の関係なんでありますが、担い手不足の現状と農業者が将来生きがいを持ち、従事できる環境づくりを併せた支援策等と書いていますが、中身のほうの関係でありますけれども、農業の生産の基盤整備関係、大規模化、その辺がどの辺まで進んでいるのか、あわせて、担い手への農地の集積関係、推進状況はいかなものか、その辺の2点をお伺いしたいと思います。

次に、漁業の再開について。

水産業については、令和元年度に請戸漁港の水産共同利用施設及び水産加工団地が完成しまして、令和2年度には市場での競りが再開され、加えて加工事業が展開されております。一方では、いまだに河川、池、沼における内水面漁業が再開されていない状況下がございます。泉田川漁協におきましては、サケふ化事業の再建に向けた動きがある中、他方、高瀬川、泉田川、室原川漁協で遊漁再開に向けてのヤマメとか鮎等の放流と河川のモニタリングの調査等がなされていると思います。

その関係の中でありますが、いつ頃から室原川、高瀬川漁協での遊漁は再開できるのか、今の感じの中でございますと、今年は7月9日から8月21日までモニタリング調査、鮎特別採捕があるとお聞きいたしました、44日間。この分の中のモニタリングの監視の中は、食べるっていう監視はできないと思うんだけど、来年以降は、実際皆さん、太公望というか、待っている現状あります、年配の方は。なので、来年の3月には一部解除になる地区があるのかなと思いますが、やっぱり浪江の観光になるのかなと思います。なので、待っている方もおられるものですから、再開のほうはいつになるか、その辺をお聞きしたいと思います。

3番目に、企業の立地の感じなんですけれども、藤橋の産業団地とか北産業団地、棚塩産業団地の整備が進み、新たな企業が進出しております。加えて、南産業団地の早期の整備も着実に進んでおります。その最中、新たな産業の誘致が必要じゃないかという感じがありますが、企業の誘致を強力にするために、町独自の支援対策、その部分は積極的にやっていただきたいと思いますんで、新たな産業の誘致のための町独自の支援策は、どのように今検討されているか、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、移住・定住の推進について。

町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある雇用の場の確保のほか、地域経済の再生が必要であります。

平成29年の3月に町の一部の地区での避難指示が解除されてから5年3か月が経過して、令和4年4月に帰還した町民は1,800人強ぐらいであり、横ばいの状態であります。2035年、令和17年、人口ビジョン計画、目標人口8,000人の達成には、帰還する町民の増加にとどまらず、必然的に移住・定住推進が必要となってきます。人口の増加が不可欠でございます。その観点から、町民の帰還及び町への移住・定住を推進するための支援策はどうなっているのか。

2点目には、町の魅力を国内外に情報発信したと思いますが、成果の度合いをお伺いしたいと思います。

次に、5番目に、地域コミュニティ活動の推進についてお聞きしたいと思います。

町内の居住人口の回復は緩やかな伸び、横ばいの中で、将来の帰還者・定住者等の把握は非常に難しい中で、厳しい行政運営の想定される中、どのように行政区の在り方を考え、また見直しするのかお伺いいたします。

次に、3番目でございますが、浪江町町長選挙、参議院議員選挙についてお伺いいたします。

まず、投票率についてでございますが、令和3年10月第49回衆議院議員総選挙、県下59市町村ありますが、浪江は恥ずかしながら最低でございました。いかに町民に対して投票率アップ対策等を啓蒙されるのか、どのように設定するのか、その中で一つだけアドバイスというか、要望であります。一ついい事例がございます。群馬県に沼田という市がございます。その中で、移動投票車で実施された経緯があるんですが、若者、高校生、高齢者、実施されたことによってかなり投票率が上がったということです。

あと、今から送れるかどうか分かりませんが、できるかどうか分かりませんが、今はなかなか若い人って投票に行きません。やっぱり小さいうちの幼児教育が必要だと思います。そういう観点から、親子で投票所に行くような、そういう投票所の開設もいかがかなと思います。あとは、やっぱり今からはインターネットの投票の時代でございます。そういう関係も考えていただきたいと。あと公開討論会、町長選挙なんですけれども、そういう場もやっぱり必要なんです、そういうことも今後考えるべき問題だと思いますので、その辺なんかも一応アドバイスさせていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 1の福島国際研究教育機構についてお答えします。

福島国際研究教育機構の立地選定に当たりましては、国及び県から示された諸条件を満たすことはもとより、市町村の熱意を踏まえるとされており、議員おただしのとおり、町をあげての盛り上がりは非常に重要であると考えております。

このため、町では、福島国際研究教育機構の誘致に向けたプロジェクトチームを設置し、全庁一丸となって誘致活動に取り組んでいるところであり、そうした取組を町ホームページや広報なみえへ掲載するなど、町民の皆様への周知を図っているところでもあります。

福島国際研究教育機構を誘致する具体的な候補地につきましては、県が候補地を決定するまで非公表とされていることから、大規模イベントの実施は難しい状況にあります。一人でも多くの方に自分のこととして捉えていただけるよう様々な機会を捉え、機構に関する情報の発信に努めるなど、誘致に向けた機運をより一層高めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） （１）農林水産業の再興について、農業の再生に向けての町内における農地の再生の状況及び農業用水路等の復旧状況はについてお答えいたします。

震災前、町内では約1,900ヘクタールで営農が行われておりました。農地再生への取組状況としては、令和３年度に作付が再開された農地面積は272ヘクタール、令和４年度の作付見込み農地面積は373ヘクタールとなっております。

昨年度に実施しました地域の座談会などを通じたマッチングの成果によりますと、避難指示解除区域においては、営農再開済み農地と、今後作付見込みがある農地及び特認事業による保全作業が行われている農地の合計面積は約1,200ヘクタールとなっております。加えて、特定復興再生拠点区域内において、令和４年度は約200ヘクタールの農地で保全管理作業が見込まれているなど、町の農地再生への取組が進められております。

次に、農業用水路等の復旧状況についてですが、大柿ダムから取水される主要幹線水路については、国の直轄事業により進められています。令和５年度の町内全域の通水に向けて、復旧工事や通水試験等を実施していると国から報告を受けております。末端の水路につきましては、多面的機能支払交付金制度を活用し、地域で保全活動に取り組んでいるほか、地域で対応できない場合においては、福島再生加速化交付金を活用し、町が工事等を実施しております。

ため池の放射性物質対策工事は、対策が必要なため池23か所について今年度に完了予定です。再対策が必要なため池については、調

査結果を踏まえ、事業実施に向け準備をしてまいります。

また、農業基盤の整備については、町内の7地区において圃場整備事業を進めております。そのうち、加倉地区・藤橋地区の2地域については、法手続に移行しており、事業計画の確定後、今年度より調査設計等のハード整備に着手いたします。その他の地域についても事業実施に向け進めてまいります。

続きまして、②担い手不足対策の現状と農業者が将来生きがいを持ち従事できる環境づくりと併せて支援策等についてにお答えします。

昨年度実施したマッチング作業の成果によりますと、作付意向のある担い手は個人と組織を合わせ、166であると把握しております。担い手が年々増えておりますが、貸したい意向のある農地に対し、担い手がまだ不足している状況にあります。

作付面積の増加に向けて、意欲ある多様な担い手の確保、地元農業者と連携した外部法人の誘致、さらに次世代の地域を担う新規就農者の確保・育成が重要と認識しております。

町は、営農に向けた環境整備の一環として、農業者の設備投資の負担を軽減するため、昨年度2基のカントリーエレベーターを整備いたしました。また、令和5年産の水稻作付に向けて、育苗施設の整備を進めております。

このほかにも、国及び県が実施する就農計画作成や生産設備導入等への支援、さらに町独自の支援策を有効に活用し、農地の調整なども含め、関係機関が連携した中で担い手確保に取り組んでまいります。

農業者が生きがいを持って従事できる農業において、収益性のある稼げる農業であることが重要であると考えております。そのために、地域の話合いによる農地集積への取組や、農業基盤整備による効率的な営農環境の実現にも取り組んでまいります。

続きまして、(2) 漁業の再開について。

いまだ内水面漁業が再開されていない点についてお答えいたします。

まず、サケふ化事業の実施状況ですが、令和4年度は土木設計、建築設計業務を予定しております。来年度以降予定される土木工事、建築工事を経て、令和7年度からの供用開始を目指しております。

次に、室原川・高瀬川における遊漁関係についてお答えします。まず、室原川・高瀬川における遊漁活動については、原発事故発災時に避難区域となっていたため、現在も禁漁となっております。遊漁再開について、他自治体の事例を見ますと、継続的に対象魚種の

モニタリング調査を実施し、放射線量の基準値が1キログラム当たり100ベクレル以下になることを確認し、県と協議する必要があります。

室原川・高瀬川漁業協同組合では、平成24年度より河川のモニタリング調査を実施しております。調査結果として、高瀬川流域、請戸川流域で採取される検体については、両河川とも基準値を超えていることが確認されています。議員おただしのとおり、再開を心待ちにしている方が多い中ではありますけれども、こうした状況から、遊漁の再開については、基準値を下回るまで継続的なモニタリングの必要があります、現時点では再開時期は見込めない状況です。

以上となります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 企業誘致の町の独自施策についてお答えいたします。

浪江町に立地する企業優遇策につきましては、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金によります工場の新設・増設費用への補助、福島復興再生特別措置法による税制優遇など、主に福島県浜通りにおける原発被災地に対して、ほかにはない全国トップクラスの支援制度が創設されているところであります。

それに加えて、町独自の取組といたしましては、今年3月に制定し、浪江の独自性を入れ込んだ企業立地促進条例に基づく建物の整備費用や地元雇用に対する補助をはじめ、従来より継続して行っております町内再開事業者等光熱水費補助金、移住して就業する方への住宅支援として、浪江町移住者向け住宅支援事業など、一部ご紹介いたしましたが、そういったものを準備し、企業の誘致を進めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） （4）移住・定住の推進、①町民の帰還支援及び町への移住・定住を推進するための支援策等とはのご質問にお答えいたします。

町への移住・定住を推進するための支援策といたしましては、町外から移住を検討する方に対する町内での滞在費補助として、長期滞在の方に向けては、いこいの村なみえのコテージを活用し、最長1か月間、2万円で宿泊することができる移住検討者お試し宿泊補助金、短期滞在の方に向けては、1泊当たり2,500円の割引を受けられる移住検討者町内滞在支援補助金がございます。

移住された方に対しての支援策といたしましては、町内の不動産事業者の管理する賃貸物件に入居した移住者に対し、月額3万

7,000円を超える家賃を最大4万円上限で補助する移住者向け住宅支援補助金を実施しております。移住後にご結婚されたご夫婦に対しては、最大50万円の祝い金と記念品を支給する浪江町定住促進結婚支援金がございます。

また、福島県の補助金となりますが、県外から12市町村へ移住し、就業、または起業された方を対象に、単身で最大120万円、世帯の場合は最大200万円が給付される福島県12市町村移住支援金、新規転入に伴う住宅取得費用の一部を最大で145万円を補助する移住者住宅取得事業補助金がございます。

続きまして、②町の魅力を国内外に情報発信されていると思いますが、成果の度合いはのご質問についてお答えいたします。

移住・定住の推進に向けての情報発信につきましては、昨年度、浪江町移住ガイドブックを作成しまして、各種移住・定住イベントに出展した際に来場者に配布いたしました。また、町の魅力を広く移住検討者にアピールするためのPR動画を作成し、3月に町のホームページの浪江町移住ガイドに掲載しております。こちらのPR動画は、公式ユーチューブチャンネル「なみえチャンネル」での配信も行っております。

成果の度合いといたしましては、過去2年の移住者の実績は、令和2年度で33名、令和3年度で42名と、現状では増加傾向にあり、年代別の割合では、特に20代から40代の移住者が増えている傾向にございます。

昨年7月から、一般社団法人まちづくりなみえへ業務委託により開設しました移住定住相談窓口への相談者件数も88件となっており、情報発信による一定の効果が得られているものと認識しております。今年度も引き続き、PR動画、浪江町移住ガイドブックのさらなる充実と町の魅力発信を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 地域コミュニティ活動の推進、行政区の在り方についてお答えいたします。

行政区の在り方につきましては、昨年度、行政区長会において意見交換会やアンケート調査を実施しまして、その意見等を伺っております。

その意見としましては、「住民が広域的に避難しているということで、従来の行政区としての活動の継続は難しい」とする方が多く占める一方で、行政区それぞれに様々な事情がありまして、「一定程度の時間が必要だ」という意見もありました。

これらを踏まえますと、町としましては、具体的な見直し案をまとめるためには、もう少し時間が必要と感じておりまして、当面は、各種支援事業や補助金の活用等により、行政区活動の維持・推進を図りながら、行政区長会と調整の下に、将来的な行政区の在り方をまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、選挙管理委員会書記長として答弁したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（横山秀樹君） 浪江町長選挙・参議院議員選挙の件でございますが、議員ご指摘のとおり、第49回衆議院議員選挙における当町の投票率は、県下最下位でございまして、原発事故による広域避難という厳しい状況下での選挙運営となっております。

選挙管理委員会としましては、今回の浪江町長選挙・参議院選挙につきましては、選挙日程を同じくすることで、より多くの方の注目が得られるような形を採らせていただいております。

また、前回の衆議院議員選挙では、役場本庁舎以外の投票所では投票日前日のみであった期日前投票を2日前から実施することにしておりまして、町民の方に足を運んでいただける機会を増やしております。

さらに、選挙啓発につきましては、町ホームページや広報なみえによる周知のほか、防災行政無線や町の公式キャラクター「うけどん」を活用した投票の呼びかけ等を実施する予定でありまして、これらにより投票率のアップを図ってまいりたいと考えております。

なお、議員からご意見のあった件でございますが、これらについては今後検討してまいりたいと考えております。

ただ、移動投票所の件でございますが、こちらについては今回の選挙でも検討していたところでございますが、今回は3つの選挙があるということで、バス内のスペース的な問題がありまして、今回は見送りをしたところでございます。

それから、インターネット投票でございますが、こちらにつきましては、法制度上、選挙人は選挙当日自ら投票所に行って投票しなければならないというような法の決まりがございますので、ただ例外としましては、不在者投票等がありますけれども、一応このような原則となっておりますので、インターネット投票については、現行の法制度では対応できないということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 1点だけ質問させていただきます。

漁業の再開の関係ですと、先ほどお聞きするのを忘れたんでありますが、河川敷の空間線量値、これ県関係だと思いますけれども、今どのような状況なのか、分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 河川敷の空間線量なんですけれども、現在手元に情報を持ち合わせていないので、後ほど確認しておきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 以上で質問は終わったんですが、ちょっと時間をお借りいたしまして、町長におかれましては、私が去年議員になりまして、まだ1年4か月ぐらいになりますので、1年5か月ぐらいのお付き合いしかできないと思ったんですが、もう1期やってほしかったというイメージがあります。やっぱり福島国際研究教育機構、それを何とか仕上げていただいて花道をつくっていただきたいと、ご検討よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で2番、紺野豊君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告に従ってご質問させていただきます。

質問の方式は、一問一答方式でよろしくお願いします。

まず、1番目は、浪江駅周辺整備計画のグランドデザイン基本計画について、何点かご質問させていただきます。

5月26日の全員協議会で、グランドデザイン基本計画の資料をベースに詳しい説明をしていただきました。その中で、コンセプト1に「なみえルーフ」、人が生み出す人のつながり、これに私はすごく共感したというか、なかなか的を射ているコンセプトだなというふうに感心しております。令和3年4月から令和9年3月までという約6か年計画というふうに組んでありますが、これは、浪江町の今後50年、100年を見据えた壮大な計画だなというふうに考えております。

そこで、まず1番目の質問なんですけど、2018年、今から約2年ちょっと前から全国各地域で地方創生の実現ということのために、S

D G s の未来都市計画が実施されております。その指標となるのが、これ新しい言葉なんだか、ちょっと私もよく分からないんですが、M V V（ミッション・ビジョン・バリュー）、これがいろんな計画を進めるための指標になっていくと。これをまず決定して、それに向かって計画を進めていくというのがセオリーになっているということを知っております。

そこで質問なんですが、この計画を成功させるためには、明確なM V Vが不可欠だというふうに思っています。特に今回は、中長期的な計画になってきますので、その辺の目線というか、指標というか、そういったものが、継続的に政策に取り組むためには必要であると思います。

浪江町周辺整備計画のミッション、すなわちこの計画でやるべきこと、2番目にV（ビジョン）、これはこの計画がこういった姿であるというあるべき姿、最後のV（バリュー）、この計画の価値観、どういう付加価値を生み出すのか。M V Vは、計画の明確な指標となり、何を目指し、どう行動するかを徹底すれば、チームとしても一体感のある行動がとりやすくなると私は思っています。それぞれ、M V Vについて分かりやすくご説明ください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それではお答えいたします。

浪江駅周辺整備計画は、上位計画であります中心市街地再生計画の実施計画でありますので、中心市街地再生計画における基本理念や目標を定めております。それらをM・V・V（ミッション・ビジョン・バリュー）の3点に分けて整理をさせていただきます。

1点目のミッション、「意義と目的、果たすべき使命」につきましては、基本理念である「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」、「ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して」になります。

2点目のビジョン、「目指す理想の姿、未来像や構想」につきましては、基本理念にぶら下がります4つの目標である「安全・安心のまちづくり」、「暮らしやすいまちづくり」、「集う・にぎわう・つながるまちづくり」、「浪江らしさがあるまちづくり」になると思います。

3点目のバリュー、「価値観や価値の基準、行動指針」につきましては、さらに上位の計画である復興計画（第三次）になりますが、人口を増やし、持続可能なまちづくりに向けて定めた復興の理念であります「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」になると考えます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりやすい説明、ありがとうございます。

ミッションとビジョンとバリューに関しては、今課長がお答えになったとおりのものであるというふうに私も思っております。ただ、そのM V Vに関して、やっぱりこの計画がうまくいくためには、まず浪江町民に対して、この計画を理解していただく。ただ机の上、そして構造物の上、そして理想の上のうえに物事をつくっていくというのではなくて、やはりそこに暮らす浪江町民に対する理解が非常に必要になってくるんじゃないかと思っています。そういった意味で、この計画の本当の姿というのをやはり浪江町民の方にきっちり計画を理解していただいて、推進していくことが必要だと思います。特に、これから用地買収とか、本当に町民の方々のご理解を得て協力をしていただくところが差し迫って出てきているので、もうちょっと浪江として、こういったもののM V Vに対する理解を町民に広げていただきたい。

それと、やっぱりこの計画そのものは1年、2年で終わるわけではなくて、何年か続いていきます。最低でも6年は続くんだろうと私は思っていますが、やはり役場の中で、これのリーダーシップをとっていく、これを推進していく役目のチームができるわけなんです。やはり時代と共にメンバーが変わっていったり、リーダーが変わっていったりというふうになってくるんだと思いますが、そういったときにこのM V Vをきっちりとはっきりさせておいて、誰が担当しても、この計画はこの目標に向かって、このビジョンに向かって進んでいくんだということをしっかりしていけば、そのチームに浸透しやすくなると思うんで、その辺はきちっと資料として残しておいて、目標を達成するように努力をしていただきたい。

さらには、計画が始まったばかりなんです。この計画の現状分析をしていって、多少曲がる場合もあると思うんです。そのために、M V Vを策定した方の本を読んでみると、現状分析を実施してそれで徹底する。こういう方向がこれに変わります、これはこういう理由でこう変わります、時代と共にこういうふうになりましたというのもしっかりしたメンバーの中で議論しながら計画を進めていかないと、結局、指標が折れてしまえば計画そのものが曲がってしまうというようなことにならないようにしっかりやっていただきたいと思います。

その中で、浪江町周辺整備計画、要するにS D G s（持続可能な開発目標）の下に、サステナブルな持続可能な社会を実現していく

ということが大きな命題であります。先ほども申しましたが、国も地方創生の観点から、SDGsの未来都市の推進を国の施策として実施しております。2020年には全国の33の都市が未来都市として選定されております。福島県では、最近なんだと思うんですが、郡山市が指定されておまして、今いろんな政府のサポートを受け、予算をつけていただいて、この計画が推進中であります。

浪江町周辺整備計画は、浪江町の震災からの復興、それだけの意味ではなくて、未来都市として、持続可能な都市として、地域づくりを目指す自治体の認定を受けて、中長期的に政府にサポートしていただく、この制度に乗っかるというような考えがあるかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

浪江駅周辺整備計画は、基盤整備等のハード面の整備を主とした計画であります。一方で、SDGs未来都市の施策は、SDGsの達成に向けたソフト面の取組の推進に必要な経費に対する支援であると理解しております。

したがって、浪江駅周辺整備事業におきましては、整備後のソフト面を含めたまちづくりの取組においては、大変有効な手段となる可能性があるため、今後、制度や事例の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） この、国の政策の一環でやっている市町村は22市町村あって、一番最初はもう2018年から始まっているわけです。その先進事例を参考にしながら、この浪江駅周辺の開発を当てはめて、これ後から出てくるんですが、メンテナンス、要するにランニングコストの意味においても、なかなか大変な対策になるんだろうというふうに想定しています。そういった意味からも、国の支援を受けながら、そして浪江町の将来のまちづくりに向かっていただければと思っています。

その中で、サステナブルという言葉が大きく取り上げられている計画なんですけど、その中にはサステナブルな風土。例えばサステナブルというのは、本当に今、浪江駅周辺をやるために、目前に迫っているものの言葉のキーポイントにこの計画がなっていますので、どうか、なかなか難しいものになってくるのかなというふうには思っていますが、その辺をきっちりチームで調査していただいて、国の施策に乗っかっていただきたいなというふうに思っています。

その中で、女川町。同じ津波被災地、そして大きな打撃を受けた町なんです、その中で、女川町まちなか再生計画というのがありまして、それが復興庁で認めた1番目の計画、認定第1号なんです。女川の2016年に開業された「シーパルピア女川」、私も建設途中に1回、完成してから1回、2回ほどお邪魔しております。資料とかも全部頂いて、いろいろ見せていただいているんですが、女川駅から向かって、プロムナードがずっと海に向かっていて、その両サイドに木造5棟、鉄骨が1棟で完成された商店街が並んでいます。本当に、駅から向かって終点までプロムナードをずっと歩いていくと、もうすぐに海なんです。

ちょっとあの当時を今思い出すと、津波の心配はどうなんですかというような質問を私はしたんです。そうしたら、かさ上げをしているんだと。かさ上げをしていて、そこはあくまで住まいではないと。要は商店街なんで、津波が来た場合もかさ上げの影響もあって、少し緩むだろうし、住んでいるわけではないのでというような説明を受けたんです。それでなるほどなと、こういうやり方もあるんだなと思っています。

そこで、その後完成してから行ったときに、この管理方法はどんなふうにして管理しているんですかと、運営はどういうふうな方法でしているんですかという質問をする機会がありまして、そこを管理しているのは女川みらい創造株式会社という会社がやっているんですが、そこでどういうところが大変なんですかという話を聞いたら、やはり今回の浪江町駅周辺の開発は木造を中心にしてやっているんだと。ここも実は木造が5棟あって、鉄骨は1棟だけなんです。この辺のメンテナンスというのはどうなんですかという話をしたときに、やはり木造であるということがまず1点、それと歩く場所がれんがでずっとこうなっていて、舗装じゃないんです。どうしても完成してから木造のメンテ、そしてその歩道もかなり傷みが多いと。ましてやありがたいことに、ものすごく人に来ていただいている施設なので、取りあえずそういうところが大変なんだというお話を聞いてきました。

そこで、完成する前から課長にこういう質問するのはちょっと失礼なのかもわかりませんが、完成後の管理方法、それと管理会社、こういったものはどんな考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それではご質問にお答えをいたします。

浪江駅周辺整備計画は、令和8年度末の完成を目標としておりまして、現在は計画策定から設計に入る段階であり、浪江駅周辺グラ

ンドデザイン基本計画の策定において、隈研吾建築都市設計事務所などと、劣化対策やメンテナンスの容易さを踏まえた施設とすることを念頭に議論をしております。

また、整備後の管理における体制づくりや町の管理負担軽減対策等につきましては、他団体の事例を学び、適切な方法を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 4番目の質問まで行ってしまうかも知れないんですが、隈研吾さんのデザインというのは、世界的にもものすごく有名な方でして、頂いたこのグランドデザイン基本計画を見ても、本当にこういうものができののかというぐらいものすごいデザインなわけです。これが完成にどんどん近づいていく。そうすると当然のことながら、ここに書いてある姿がだんだん実現していくという工程の中で、今課長にメンテはどうなんだ、管理方法はどうなんだという質問をするのは酷なのかも知れないんですけども、この計画は、やっぱり浪江町の1年後、2年後じゃないんですよ。50年後、100年後、そこに残していったって、それこそ町長が今考えている持続可能な社会をつくる、本当の最先端の都市になっていくんだと思うんです。

その中で、やっぱり形あるものというのは、腐食したり荒廃したりというのが当然なわけです。それを防ぐためにはどうしたらいいのかを考えるのが私は行政側の仕事だと思う。今チームをつくってこれを進めながら、やっぱりこの問題は早期に考えていかなきゃいけない。今課長が言ったように、隈研吾先生とそういったいろんなものを全部含めて計画に出ていると。なかなかメンテがいらぬものを造ったり、何とかダイというふうなことを今考えているって、これから計画に生きるというんですが、その隈研吾先生が設計された新国立競技場の総予算が1,569億円、このコンセプトは杜のスタジアムと。要するに木がたくさんある、木造で周りに木がたくさんあると。そういったものがこのコンセプトになっていると思います。そこに中心的に使われているマテリアルは国産の木材が多いんです。

まだオリンピックが終わったばかりであれなんですけども、1年たって2年たって3年たってとなっているんですけども、メンテの年間維持費が、一概に浪江町と比較はできないんですけど、これ24億円かかるんです。浪江駅周辺整備計画の広報も、要するに鉄骨と国産の集成材を組み合わせで造る、構造体で言えばハイブリッ

ト工法と呼ばれているものなんです。ましてや、よく内容を見ると、建物だけではなくて、要するにベンチ、パーゴラ、ボラード、これは集成材じゃなくて、無垢材を使用しているんです。それをどういうふうに限先生のほうで長持ちさせるかということで、ガラスコーティング塗装という新しい、新しくもないんですけども、木造建築のところにはよく使われる塗装なんです、これガラスコーティングをするんですね。それで中の木の腐敗の進行を止めるというもののなんです。

実は、これは全体的に見て紫外線に非常に弱い。何を言いたいかというと、木材そのものが腐ったりするのは遅いですが、表面の仕上がり劣化しやすいんです。そういった建物が日本全国で幾つかあって、隈研吾先生がデザインしたものだけではないんですが、仙台にもありますし、柏市にもありますし、似たようなハイブリット工法でやっているところがあって、やっぱりその傷みというのは、どうしても色の変色から始まっていると。色の変色が始まったときから内部の腐敗が始まると。それを止めるためには、やっぱりそれなりのメンテナンスを早い時期にやっていかないと、長く維持するというのはなかなか難しいんです。ましてや、これだけの斬新なデザインで、計画上はものすごい景観になるわけなんです。やっぱりそれは行政側として、町として、長く維持していくというのが使命になってくるんだと思います。

この計画に関しては、馬場町長の時代からいろんな懸案があって、吉田町長の時代にやっと実現のめどが立つと。今度新しい町長が来たときにそれが進行していくという、各リーダーがつながっている計画なんです。ここまで来るのにも相当な年数がたっていると。これから完成するまで相当な年数がたつと。そういった中で、やっぱり行政側、担当としては、そこは長くやっていくと。長く維持していくんだということを今からやらないと、いざ建ってからではもう遅いと思うんです。その辺、課長、どんな考えで進めるのかお考えをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

今回の整備は、建物の内外装に木材をふんだんに用いまして、温かみのある建物にする計画でございます。

議員おただしのとおり、木材を外部に使用しますと、変色したり、腐食したりする心配がありますが、塗料の技術革新により、紫外線遮断性能が屋外で90%以上の遮断効果が約15年継続するものなど、劣化が軽減されるものも開発されていると聞いております。また、

植栽に関しましても、維持管理に手間のかからない樹種を選定していただいております。

一般に、ハード整備につきましては財政支援がございましたが、管理などのランニングコストにつきましては、町の一般財源が対応となりますので、まずは管理コストを十分に抑えることを念頭において整備を行い、整備後のランニングコストや管理手法につきましても、他団体の事例を研究し、町の負担を軽減できる方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 管理にはもちろんコストがかかるんですが、都市部のほうでよく、高層ビル、マンションを建てました、それをみんなで買いました。そうすると、買うお金以外に管理費が月何万円とかずっと積み上げていって、建物が古くなったり、直すところがあれば、そのお金を使って修理するというか、そういった手法がとられているようです。

この建物のデザインの全体を見ると、駅からずっと一体化になっていて、大きなルーフがあつてというようなことなので、例えば方法として、中に入居している商店街とかそういったところから、管理費を取りあえず幾らか集めておいて、それをその管理会社が積立てして、そういったメンテに回すと。莫大なコストをかけて維持していくというのは簡単なことだと思っているんですが、果たしてそこまで予算がずっとあるかということ、なかなか難しいところもあるんじゃないかと思うんです。

ですから、そこに入居する方々のご負担と云ったらおかしいと思うんですが、そういったいろんなことを考えながら計画を練っていったって、最終的にそれにご納得していただいてそこに入っていくというようなことも必要なのかなと。

それで、居住する空間も建っておりまして、公設と民営と両方あるみたいなんですが、そういったことも踏まえながら、そこも巻き込んでいったらという語弊があるんですが、そういったことをやりながら町を維持するための管理費というのを稼いでいくというか、そんなシステムをつくっていくのもいいのかなと思っています。

このSDGsという言葉で今まちづくりをいろいろやっているんですが、これにも17項目があつたり、このほかに70も80も分けたりして、それが全部当てはまるわけではないと思うんです。その中の部分で、例えばこの計画からすると、住み続けられる町、エネルギーをみんなに、そしてクリーンになんていう7項目と11項目を抜粋

したんですが、そういったことでいろんな持続可能のためのその中の目標を引っ張り上げていくというのが出てくると思います。

それで、その計画を進めるに当たって、やっぱりこの部分は気にしていただいて、その部分のどれを当てはめていくのか。全てが当てはまる町なんてあるわけがないので、そんなことも考えながら、本当に低コストで、クリーンで、そして持続可能な都市をつくらせていただきたいと思います。これは、お答えはいいですが、要望でお願いしたいと思います。

次に、これは現実味がここに入ってくる質問なんですが、「いこいの村なみえ」と「道の駅なみえ」、この件に関しては年がら年中、私は質問しているんで、課長もちょっともう嫌気がさしているのかなと思うんですが、福島なみえ勤労福祉事業団、理事長は町長がおなりになっています。そこで運営しているのが「いこいの村なみえ」。一般社団法人まちづくりなみえ、これ理事長に副町長が就任しております。そこで運営するのが「道の駅なみえ」。これは直接浪江が運営しているわけではないんですが、当然のことながら、町の関わりというのは非常に強い組織のはずです。

それで、浪江町の交流人口とそういうのが関係する人口、これを考えれば、この2つの施設というのは浪江町にとっては非常に重要で、私もしょっちゅう行っているんですが、このコロナ禍の中で両施設とも非常に健闘しているなっていうふうにも思うんです。

「いこいの村なみえ」に関しては、私は毎週、土、日は必ず行くんですが、そのときに向こうの方とお話しすると、土曜日なんかは恐らく5週間ぐらい連続で満室なんです。日曜日も先週だけだと思うんです、満室じゃなかったのは。その前はずっと満室で、よくこれだけ泊まりにくるなと。なかなか頑張っているなという思いがあります。

「道の駅なみえ」に関しても、たまたまイベントがあったこともあったんでしょうが、「ももクロ」があったり「女子発組足」が来たりして、花火大会も含めて、あの辺の売上げというのはとんでもない売上げになっている。

その両施設なんですが、今、町のほうでご報告いただいている中で、それぞれ従業員はどのぐらい雇用しているか報告を受けていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

「いこいの村なみえ」につきましては、昨年8月のグランドオープンのときに料理人、副支配人が採用されまして、先月5月末の段

階で正職員としては、フロント3名、事務1名、調理2名の7名となっています。パートにつきましては、フロント2名、調理補助1名、清掃3名、サービス2名、バス運転3名、環境整備1名、ナイト、すなわち宿直1名の計13名で、さっきの7名を足すと20名ということで運営していると聞いております。

次に、「道の駅なみえ」に関しましては、「産直いなほ」で正職員が1名、パート・アルバイトが10名、「ベーカリーほのか」におきましては、正職員2名、パート6名、フードコートの「かなで」は正職員1名、パート5名、無印良品が正職員1名、パート5名、酒蔵ゆいで正職員1名、パート4名、それ以外として正職員2名、パート6名となっております、総勢44名で運営していると聞いております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。20名の44名ですね。

なぜそんな質問をしたかという、まず「道の駅なみえ」からいくと、「道の駅なみえ」の今の営業時間が、休みは月に1回だけなんです、営業時間が午後6時までなんです。最初にオープンした頃は、午後8時まで営業していたんです。あの頃はまだコロナ禍になるちょっと前だったんですけれども、なかなか好調な売上げでした。その中でコロナ禍になって、時間を午後6時までに制限したといういきさつもあると思うんですが、やっぱりこれ元どおりの計画に、8時までやることによって、やっぱり売上げが上がっていく要素が増えてくるんだと思うんです。

その中で、どこの企業もそうなんですけれども、人を確保するのが難しい町になっています。それで今何人雇っているのか聞いたんですけれども、やはりこの44名体制で何とか8時まで営業時間を延ばす、そういった方法も考えられるのかなと思って人数を聞いたんですが、果たして44名で8時まで営業できるのかどうか、それともかなりのハードワークになってしまうのかということが分かればというのが1点。

それと、「いこいの村なみえ」なんです、メンテというか、環境整備で1名雇っているというふうに今伺いましたんですけれども、丈六公園がああいう状態なので、「いこいの村なみえ」もというふうに見られちゃ駄目なんです、やはりきちっとしたホテル、宿泊ということを考えれば、周辺の草がぼうぼうでは、やっぱりイメージ的にあまりよくないと思っています。特に入ってくる土手はきれいにしているんですけれども、道のところにたくさん草が生え

てくるんです。さらには、駐車場を越えてお風呂に入って外を見ると、もう草がぼうぼうなんです。冬の間は目立たなかったんですが、今になってきてちょっと目立ってきている。レストランのテラスから見る堤の下のところも、ものすごく竹だらけになっている。

こういうことでは、やはり初めて来たお客さんのイメージとしては、かなり悪いと思うんです。やっぱりリピーターをどんどん増やしていくことが、売上げにつながっていくと思っているんで、その辺の環境整備ももうちょっときっちりやらないと、宿泊施設としてのイメージが悪くなると思うんです。だから、そこで何名雇っているんですかと。その人数でそういったところまで手が回るんですかという質問をしたかったんですけれども、課長、どう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この2つとも、いよいよ始まって、本当の意味での持続可能になるための模索を今しているところであります。6時から8時までに延ばす。なぜあのとき6時から8時の間をやめたのかという状況もございます。そういったことも勘案して、さらに少しでも延長することができるのか。それもよく検討しなければならないと思います。

ただ、やはり当初50人弱で始まっているものが若干ずつ減っていますので、あのときその人数でやっていたなかなか大変だったので、やはり6時以降もやるとした場合、もう少し人数を補充する必要がある、なおかつ6時から8時にそれだけの見合った客が入るのかということも検討して、それに踏み切っていかなければならないと思います。

次に、環境整備の方を専門に頼んでおりまして、結構若い、一生懸命にやっています。今の6月、7月というのは草がいっぱい生える時期ですから、追いつかないでいます。でも追いつくべく一生懸命やっております。さらに、あらゆる場所をやるためには、ほかの職員、もしくはパートをもう1人増やす。我々も少し手伝っているんですけれども、やはりそのような状況で、完全にきれいな形にしたいのは常々私も思っておりますので、それに今後努力していきたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長は毎会答弁をいただいて、なかなかそれが進まないという経緯もあるんで、ぜひ今言われたとおり、道の駅が8時まで営業できるようにというような指導、それと、いこいの村の環境整備をきっちりやっていただくという指導を、ぜひしていただきたいと。

そこで、今その両施設にリーダーがおりまして、「いこいの村なみえ」のほうは、割と最近だと思うんですけども、支配人の方がお見えになって、何となくお見えになったというか、雇うことができた。「道の駅なみえ」の駅長は、しばらくちょっと病気か何かで休んでいたんですけども、今は復帰してやっていると。両方とも一生懸命頑張っているのかなと。全然姿を見るわけではないんですが、課長としてこの両施設のリーダーの方が、本当にきちっと目標を持ってやっているという印象があるかお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、「いこいの村なみえ」の支配人に関してですけども、前支配人が昨年10月末に退職しました。そのため、昨年後半の経営、指導、管理は非常に脆弱な体制で運営しておりましたが、何とか持ちこたえて、昨年より既に声をかけていた新しい支配人が先月5月16日より着任しました。ようやく運営体制の安定化に向けた人員が確保できた状況でございます。官民合同チーム等の支援を受けながら、今後様々な改善に取り組んでいくものと聞いておりまして、この支配人のこれまでの経験を十分発揮していただけるものと、これから再スタートしたという気持ちでいます。

また、道の駅の駅長に関しましては、現在、無印良品の店長職と兼務をしながら、ほかの従業員総力を挙げて力を合わせ、施設運営に当たっていると聞いております。本来の能力を十分に発揮していただくべく取り組んでできていると評価しているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。

今後、この両施設に関しては注視をしながら、一番最初に言いましたが、浪江町の交流人口、関係人口を増やすということにおいては、この両施設がメインになってくるんだと思っています。

先ほどの質問でちょっと出たんですが、高瀬球場なんかも今きれいになっているし、あと丈六公園が、よく分らんですけども長くかかっているんですが、今整備をして、非常に何ていうんですか、「いこいの村なみえ」の環境も周りの環境もよくなってきていると。「道の駅なみえ」に関しても、ポケモンの公園ができたり、やっぱり周りの環境がよくなってきているんで、今後やっぱり相当伸びてくる要素をたくさん持っている両施設なんで、ぜひ産業振興課のほうではきちっとした指導をしていただいて、浪江のために頑張りたいと思っています。

時間がなくなってきたんで、最後の肝心な質問に入ります。

国際教育研究拠点の誘致について。

すなわち、今いろいろ言われているところなんですが、この誘致に関しては、私だけではないと思うんですが、これが失敗するか成功するかによって、浪江町の将来は確実に左右されるというように私は認識しているんです。

本来の意味の復興というのは、やはり人口を増やさないと復興にならないというのが、私は一丁目一番地だと思っているんです。もしこれが誘致できるようであれば、人口倍増、3倍増というような可能性が非常に高いものになると思うんです。要は、1番の質問に入ってきますが、このまま読むと、新聞によれば5月10日までに提案する意向を示した市町村は、本施設で9市町、仮事務所で8市町のように。5月31日に調査票を提出した市町についてどのくらいの数になっているのかというのを把握しているかどうか、まずご質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

5月31日までに調査票を提出した市と町でございますけれども、5月10日までに意向表明を行いました際と同様、本施設については9の市と町が、仮事務所については8の市と町が調査票を提出したと聞いてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そうすると、予定どおりそのまま調査票を出しているという状況でいいんですね。

そこで、この立地施設及び設定の指定に関しては、5月26日の全員協議会で副町長から丁寧なご説明がありまして、私どももほとんど理解できたなというふうに思っています。

今後の日程も書いてあったんですが、6月から7月に現地調査及びヒアリングの実施を予定しているんだということが書いてありますが、その日程的なものはこのとおりなのか。それともう一個は、町としてこの調査ヒアリングの準備というのは万全になっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

4月15日に設置しましたプロジェクトチームを中心に準備を進めておりまして、現地調査及びヒアリングの際に、福島国際研究機構と共に復興を成し遂げたいという思いと、当町の強みや現状をしっかりと説明できるよう、準備に万全を期してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 心強いご答弁ありがとうございます。

これちょっと新聞の資料をちょっと見ながらお話しさせていただきますけれども、調査項目というのが箇条書きになっております。ちょっと上からずっと、私何回も見たんですけれども、浪江町の誘致する場所に関して、これに当てはまらないものがないんです。これ全てに当てはまっている。だからこの調査項目の中で多分町として回答に困るものはないというふうに私は思っています。

この中で、国際教育研究拠点の有識者会議の中の地元自治体の担うべき役目という項目が実はありまして、その中で、地方自治体の強い積極性が求められているという、あやふやといたらおかしいけれども、漠然としたものが、がしっと書いてあるんです。何が地元自治体の強い積極性なのかというふうなことを考えると、いろんなことが考えられます。この調査項目の中には書いてはないんです。なくても有識者会議のほうの35ページのほうには書いてあります。

先ほど、2番議員のほうから、ちょっとご提案というか、横断幕とか垂れ幕とか、そういったものを出したらどうだというご提案を紺野議員がされたと思うんですけれども、その辺は今できないんだみたいな形で、副町長もお答えしたんですけれども、例えば、国際教育機構を浪江町にと、そんなような横断幕とかそういうものも、これを見ると地元自治体の強い積極性に見えてしまうのかなとか、いろんなふうにとれる、今の話はちょっと語弊があるんですけれども、いろんなものにとれるものがあって、何かこれを見ると、調査項目を見ると、恐らくほかの市町村で、これ全部書ける市町村とかいないのかなと思ったんです。

浪江の場合は、全部これも書けるんで、その時点でもうアドバンテージっていうか、その辺が出てくるのかな、なんてちょっと想定しておいて、さらにとどめではないんですが、そういう積極性があれば、何ていうんですかね、誘致にとどめを刺すみたいな、そういう感じになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、副町長、その積極性を見せるというのにはどういう準備をしていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

積極性というふうな観点でありますけれども、これは熱意というふうなところにつながるというふうに考えているところでございます。

先般の提案内容でございますけれども、地元の受入れ態勢というふうなところがございまして、機構に立地に関する機運の高まりを正しく伝えていくということがポイントになると考えており

ます。

こうした点におきましては、浪江町におきましては、商工会が中心となって有識者を交えた意見交換を行っているというようなことと、また4月28日に有識者10団体の皆様が一丸となって、機構をぜひ当町へ誘致してほしいというふうな思いがこもった要望をいただいたところであります。

また、役場の体制でございますけれども、先般ご説明しましたように、誘致に向けたプロジェクトチームを設置し、各課とも連携しながら全庁を挙げて取り組んでいるところでありますけれども、機構の立地が決定した際には、町職員を機構に派遣すること、また体制の強化を決定することをしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、原子力災害からの復興を成し遂げたいという町の熱い思い、それから、円滑な機構立地に向け、行政や関係団体がスクラムを組み、オール浪江で協力していく考えをしっかりと伝えてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと弱い気がします。

あの、ほかの市町村も多分同じようなことをやっているんです。いろんな団体が誘致をお願いしますというふうな、あれと連携を結んだとかっていうのがあるんですけれども、心配しているっていうことではないんですが、一番最初に冒頭に申したとおり、オーバーに言えば浪江の存亡がかかっているものだと思うんです。

今の人口の、2,000人までは達していないんですが、この体制で50年、100年、浪江町が持続可能な社会になれるというのは、もうあり得ないと思うんで、そこはやっぱり人口を増やしながら規模を拡大して行って、さらにコンパクトにして人口を増やすという手法しか生き残る道はないと思っているんです。

副町長も、県のほうでご活躍いただいたと思うんで、多分この計画の重要性というのは、相当分かっているんだろうと思っています。それに期待もしているところも我々にはもちろんあるんですが、やはり本当に誘致に向けて、石橋を叩くではないんですが、やはり確実に持ってこれるように、やっぱりまだまだ、あと1か月ぐらいあるので、いろんな手法を探っていただきたいというのが私の希望なんです。

3番目の質問にちょっと関連してくるんですが、本施設と仮事務所というふうに、別々に、何ていうんですか、応募ができるというか、そういうシステムになったみたいなんです。それで、この国際

教育機構の、要するに福島国際教育研究機構に関しては、そもそもの考え方が分散型では駄目だというのは一番最初にあったんですよ。それはなぜかという、ここがハブになって、そこから周りに影響していくから、絶対その機構自体は分散では駄目なんだという考えで、多分ずっとやってきたわけです。それが、2つに、仮事務所と本事務所を分けてというか、例えば、浪江がもし仮に本施設に決まったとしたら、別に仮事務所は大熊町でもいいよね、双葉町でもいいよねというふうにこれとれちゃうんです。だから、本施設とその仮事務所が一緒のところでないから駄目だという、そこも変えているんですよ。その辺、副町長、この辺のニュアンスというか、計画の整合性とするとうのかなとちょっと考え方を持っていればお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

県からの提案照会におきましては、本施設の候補地と仮事務所の候補物件の整合性は特に問われておりません。

しかしながら、本施設が順次建設、開所されていくことを踏まえますと、例えば、本施設候補地と仮事務所とが近く行き来がしやすいこと、機構職員の生活環境及び通勤環境がよいこと、東京方面から仮事務所への交通アクセスがよく出張等がしやすいこと、役場との連携が取りやすいことなどを総合的に踏まえますと、それらの要件が重要であると考えます。

当町の提案は、それらの要件を全て満たしており、本施設及び仮事務所両方を誘致すべく、全力で取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと今分かりにくかったんですけども、要は浪江とすれば、両方一括だという考え方でいいんですね。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） お答えいたします。

こちら、議員ご心配されていますように、仮事務所と本施設が別々になった場合は、仮事務所のほうに数年、本施設がいずれ行ってしまうのではないかというようなご心配かと思えますけれども、浪江といたしましては、仮事務所と本施設は一体、こちら当然連動していくものというふうに考えておりますので、両方しっかり誘致していくといった考えでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。

質問というよりも、今副町長がおっしゃった、両方を分けるんじ

やなくて、両方とも浪江に持ってくるんだと意気込みでやっていただいて、国のやっていることなんで、途中で計画を変更するなんていうのは当たり前に行っている、いままでの計画からすると。

例えば、本施設は、じゃ浪江でいいですよと、双葉、大熊に仮事務所でいいですよっていうふうに、仮にもし決まったとすると、仮事務所の考え方をどんどん膨らませて行って、その中の一部は仮事務所のほうにやりますよ、みたいな考え方になるのは、今までの経験からするとあり得るんで、最後になりますが、ぜひ両方とも浪江に誘致するんだという意気込みでやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問の中で、様々なご指摘をいただきました。議員各位が心配しておられる、期待をしているこの機構の誘致については、町の命運を左右するものだというふうに理解をし、プロジェクトチームは、実は2年前から設置をして対策を練ってきた案件であります。この中で、先ほどの質問の中で、その地域の積極性、例えば熱意の表し方が弱いというご指摘をいただきましたが、今ここで発表する場合も、そういったことがちょっと控えなければならない案件もございますので、我々職員、あるいは議員、議会含めて、しっかりとこのプロジェクトの重さは十分に認識しております。

その中で、本施設と仮事務所はあくまでも一体だと。できるならば近くにとということで、是が非でもこの案件は成功していきたい、いくべきであるし、いかなければならないというふうに理解しておりますので、私の任期は8月4日でございますが、県に全てヒアリング、あるいは現地調査含めて、私の責任でやる状況でございますので、しっかりと取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時44分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 4 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 4 年 6 月 8 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 議案第 4 0 号 | 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 1 号 | 土地の取得について |
| 日程第 4 | 議案第 4 2 号 | 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（C D－I 型）購入） |
| 日程第 5 | 議案第 4 3 号 | 物品購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第 6 | 議案第 4 4 号 | 工事請負契約の締結について（育苗施設建築工事） |
| 日程第 7 | 議案第 4 5 号 | 売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区） |
| 日程第 8 | 議案第 4 6 号 | 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 9 | 議案第 4 7 号 | 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 8 号 | 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事 その 2） |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 9 号 | 調停の申立てについて |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 令和 4 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 同意第 2 号 | 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 1 6 | 同意第 3 号 | 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 1 7 | 報告第 1 号 | 令和 3 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第 1 8 | 報告第 2 号 | 令和 3 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について（事故繰越し） |

日程第 1 9	報告第 3 号	令和 3 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 0	報告第 4 号	令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 2 1	報告第 5 号	令和 3 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（１６名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１０番	高 野 武 君
１１番	渡 邊 泰 彦 君	１２番	松 田 孝 司 君
１３番	平 本 佳 司 君	１４番	佐々木 勇 治 君
１５番	山 崎 博 文 君	１６番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副	町 佐 藤 良 樹 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 淳 一 君
総務課長兼津島支所長	横 山 秀 樹 君	代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君
産 業 振 興 課 長	清 水 中 君	企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君
住 民 課 長	柴 野 一 志 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	西 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	掃 部 関 久 君	次 長 兼 係 長	中 野 夕 華 子 君
---------	-----------	-----------	-------------

書

記
藤 田 知 宏 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎議案第40号から報告第5号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第2、議案第40号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第21、報告第5号 令和3年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第40号から日程第21、報告第5号までを一括議題とします。
日程第2、議案第40号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。
議案第40号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。
高度の専門的知識または技術もしくは経験を有する会計年度任用職員を任用するため、職員の級及び号給に関する規定について所要

の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

2 の主な内容ですが、第5条の改正は2級で採用する会計年度任用職員の給料表の種類及び号給上限を追加するものであり、別表の改正は行政職等級別基準職務表に2級で採用すべき基準となる職務及び想定される職種を追加するものであります。

3、施行期日ですが、この改正条例は公布の日から施行とするものであります。

次に、2ページをご覧ください。

以降は新旧対照表になりますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第41号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第41号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業に伴い、宅地等を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

1、取得の目的、浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業。

2、取得する土地、別紙、浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成事業取得明細書のとおり。

3、取得予定価格、1億69万7,940円。

4、取得の方法、売買契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字新町4番地、斉藤英信。

続きまして、別紙をご覧ください。

こちらが取得の明細書でございます。

番号1の双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町50番ほか9筆でございます。面積は合計6,390平米です。

続きまして、議案資料1をご覧ください。

取得の土地の位置図でございます。

赤く塗られたところが今回の対象地でございます。左側のほうに青い文字で権現堂字矢沢町と書いてありますが、そのところがふれあいセンターでございます。その赤く塗られたところの上、権現堂字塚越及び権現堂字一丁田と書いてあるところが、地番振っておりますが、位置的にはそこがJR常磐線となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第42号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第42号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、消防ポンプ自動車購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆と契約をするに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書をご覧ください。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車（CD-I型）購入。

2、納入場所、浪江町大字下津島字原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2,046万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額186万円。

5、契約の相手方、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆。

6、納期、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までとなります。

次に、議案資料1をご覧ください。

消防ポンプ自動車（CD-I型）の概要になります。

車両は、1、車両の概要にありますとおり、ベース車両は消防専

用車両、排気量約4,000cc、乗車定員6名、ポンプにつきましては、2、ポンプの概要にありますとおり、主ポンプは高圧2段バランスタービンポンプ、性能は規格省令に定めるA2級以上で、3の積載品及び付属品を含めての購入となります。購入台数は1台で、配備先は第3分団津島地区になります。

次に、議案資料2をご覧ください。

こちらは入札の執行結果表になりますので、参考にしてください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第43号 物品購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第43号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書をご覧ください。

1、契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3,591万5,000円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額326万5,000円。

5、契約の相手方、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆。

6、納期、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までとなります。

次に、議案資料1をご覧ください。

水槽付消防ポンプ自動車の概要になります。

車両は、1、車両の概要にありますとおり、ベース車両は消防専用車両、排気量約5,000cc、乗車定員6名、ポンプにつきましては、2、ポンプの概要にありますとおり、主ポンプは高圧2段バランスタービンポンプ、性能は規格省令に定めるA2級以上で、3、積載品及び付属品を含めての購入となります。購入台数は1台で、配備

先は第7分団、役場の消防団のほうになります。

次に、議案資料2をご覧ください。

こちらは入札執行の結果表でございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結について（育苗施設建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第44号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、育苗施設建築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となったクボタアグリサービス株式会社、代表取締役、飯塚智浩と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、育苗施設建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字苅宿字鹿畑地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、6億6,440万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額6,040万円。

5、契約の相手方、兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号、クボタアグリサービス株式会社、代表取締役、飯塚智浩。

6、工期、議会の議決を得た日から令和5年1月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

当工事は、建築、電気、機械、生産機械設備、外構を含む一括発注となります。

概要図となります。

左側の工事概要の表をご覧ください。

建築工事として3施設整備します。

まず、図面でピンク色で示している機械棟の構造は鉄骨造で、階数は1階、面積は898.26平米となります。

次に、図面では水色で示している緑化棟の構造は鉄骨ハウスで、階数は1階、面積は283.5平米です。

次に、図面では緑色で示している硬化棟の構造はパイプハウスと

なり、4連棟が5、3連棟が1の合計23棟、6,574.32平米となります。

関連工事として、電気設備工事と機械設備工事、生産機械設備工事、外構工事を実施し、内訳は表のとおりとなります。

機械設備の井戸はかん水用として1か所新設します。

外構工事の主なものとして舗装工事、アスファルト舗装4,353平米、図面では黄色で示した範囲となります。

囲障工事として、ネットフェンス612メートルを施工し、図面では赤色の一点鎖線で示した延長となります。

次に、資料2をお開きください。

機械棟の平面図となります。

資料3をお開きください。

機械棟の立面図となります。

資料4をお開きください。

緑化棟の平面図と立面図となります。

資料5をお開きください。

硬化棟の4連棟について平面図と立面図となります。

資料6をお開きください。

生産機械主要設備と作業の流れを示したものとなります。

図面左側の番号①計量ユニットから右側の⑯硬化棟までの作業の流れとなります。

下記の表は、主要設備とその役割を整理したものです。

その中でも規模の大きな設備としては、②の温湯消毒装置1台、⑩の育苗箱自動積み重ね装置1台、⑬の育苗箱自動棚差装置1台、⑰の育苗生産管理システム一式となります。

資料7をお開きください。

入札の結果表となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第45号 売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第45号 売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区）についてご説明いたします。

本案は、津島地区に整備する町営住宅について、事業者との基本協定書に基づき、代表事業者、積水ハウス株式会社東北シャームゾン支店、支店長、根本遵、グループ構成員、双葉不動産建設株式会社、代表取締役、石田慎一と売買契約を締結するため、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案書により説明いたします。

契約の目的、福島再生賃貸住宅津島地区。

設置場所、浪江町大字下津島字松木山地内。

契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式）。

契約金額、4億6,750万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額4,250万円。

契約の相手方、代表事業者、宮城県仙台市青葉区本町二丁目16番10号、積水ハウス株式会社東北シャーマゾン支店、支店長、根本遵、グループ構成員、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上続町18番地2、双葉不動産建設株式会社、代表取締役、石田慎一。

引渡期限、議会の議決を得た日から令和5年3月15日。

次に、議案資料1をご覧ください。

上段は、南側上空から見た全体パースになります。1つの区画の面積は229平米から263平米で、左列の1区画と9区画が2LDK、ほか8棟は3LDKとなる予定です。9区画の上側にあります建屋は、井戸、ポンプ、貯水槽などの給水施設です。

下段は、住宅を4方向から見たイメージ図であります。

資料2をご覧ください。

上段が2LDKのプランの例で、下段が3LDKプランの例であります。

資料3をご覧ください。

事業者選定の説明資料です。

業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式です。選定された事業者は関係機関と協議し、宅地造成及び住宅等整備のための設計、宅地造成工事、住宅等の工事、工事監理業務などを行います。

プロポーザルに参加した事業者は、記載のとおり5事業者であります。

審査結果につきましては、総合評価点数120点満点で、最高得点の94.7点を獲得した代表事業者と売買契約を締結するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第46号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第46号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、八竜内ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億5,510万円ですが、3,641万7,700円を増額し、1億9,151万7,700円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、八竜内ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字樋迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、1億5,510万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,410万円。変更後、1億9,151万7,700円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,741万700円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社、代表取締役、室原泰仁。

6、工期、令和3年9月15日から令和4年10月31日です。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

施工前調査の結果、八竜内第2ため池で、施工対策範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を増加します。仮排水口にて地下水対策を実施いたしましたが、掘削工に必要な支持地盤の確保が困難なことから、仮設工として地盤改良工を増工します。施工実績により耐候性大型土のう及び固化剤散布を増加します。

内訳は、変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

八竜内第2ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数字が施工範囲外に確認されたことから、緑色で示したエリアを追加し、その面積は281平米となります。

次に、掘削工に必要な支持地盤の確保が困難なことから、オレンジ色で示したエリアを仮設工として地盤改良工を増工します。面積は928平米となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
す。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第47号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第47号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、山田ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億6,280万円ですが、744万9,200円を増額し、1億7,024万9,200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、山田ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字山田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、1億6,280万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,480万円。変更後、1億7,024万9,200円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,547万7,200円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、令和3年9月15日から令和4年10月31日まで。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。

施工前調査の結果、施工対策範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を増加します。施工実績により無機系凝集剤を増加します。

内容は、変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

山田ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査の結果の数字は黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数字が施工範囲外に確認されたことから、赤色で示したエリアを追加し、その面積は261平米となります。青色で着色した範囲については、当初ポンプ浚渫で行う予定でしたが、水深が確保できないため、バ

ックハウ掘削へと変更します。面積は64平米となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第48号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第48号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、丈六公園整備工事その2について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和4年6月30日ですが、令和4年12月28日に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、丈六公園整備工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億2,780万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,980万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、変更前、令和3年6月15日から令和4年6月30日を変更後、令和3年6月15日から令和4年12月28日とするものです。

続きまして、議案資料をご覧ください。

理由書です。

変更内容をご覧ください。

工期の変更です。

本工事において、4月27日に展望台下の階段を設置するため掘削をしましたところ空洞を発見し、こちらが埋蔵文化財であることが判明いたしました。

文化財は、丈六古墳群、横穴墓2か所であるとのこと。こちらは文化財調査の対象で、詳細な調査が必要となりました。そのため、埋蔵文化財調査及び残工事に約6か月ほど時間を要することが見込まれるため、当初の工期内の完成が難しくなったことから、工期を変更したいとするものです。

変更前、令和4年6月30日、変更後、令和4年12月28日です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第49号 調停の申立てについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第49号 調停の申立てについてご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所の事故に起因して町が負担した行政経費について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を求めたものの、一部の支払いに応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ調停の申立てを行うに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案によりご説明させていただきます。

1、調停の申立て先、東京都港区西新橋一丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センター。

2、調停の申立ての相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明。

3、申立ての要旨、町は、相手方に対して福島第一原子力発電所事故に起因して町が負担した行政経費として算定した5億2,998万8,788円のうち、一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう調停を求める。

4、申立ての方針、（1）弁護士、井上航を代理人と定める。

（2）町は、本調停において適当と認める条件で相手方と和解することができる。

議案資料をご覧ください。

こちらは平成24年度行政経費の請求等の状況を表にしたものでございます。

まず、営業損害に準ずる損害ということで12万3,760円。こちらは主にしらうめ荘の利用者に対する利用料還付金となっております。

次に、追加的費用3億3,479万7,506円。こちらは主に事務所移転に伴う経費ということで、役場機能を移転した際の経費などとなっております。

続きまして、東電に代わって負担した経費1億9,506万7,522円。

こちらは双葉地方広域市町村圏組合の負担金等となっております。
合計が 5 億 2,998 万 8,788 円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第50号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第50号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,919 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 329 億 8,119 万 8,000 円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明させていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,643 万 9,000 円の増につきましては、4 回目ワクチン接種に係る国庫負担金の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8,205 万 4,000 円の増につきましては、主に福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の対象事業の増によるもので、水道水不安解消事業、陶芸の杜おおぼり外構整備事業、水道施設整備事業、埋蔵文化財等収蔵施設整備事業の増によるものでございます。

目2民生費国庫補助金1,370 万 5,000 円の増につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の増によるものでございます。

目3衛生費国庫補助金2億534万2,000円の増につきましては、こちらは主に節3の環境保全費国庫補助金の増でございまして、主に対象事業の増によるもので、水素民生産業利用サプライチェーン構築及び需給調整実証事業の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金9,715万2,000円の増につきましては、陶芸の杜おおぼり機能回復事業の増によるものでございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整金繰入金4,051万9,000円の増につきましては、財源不足分の調整のため繰入金額を増加しているものでございます。

目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金1,000万8,000円の減につきましては、こちら対象事業費の変更によるもので、室原防災拠点整備事業費の充当減の分と旧二本松事務所解体工事費の充当分の差額を計上させていただいております。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 3 億3,002万4,000円の減につきましては、主に室原防災拠点整備事業費の減額によるものでございます。

款20諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入3,288万5,000円の増につきましては、原子力損害賠償金ということとなっております、平成24年度法人住民税及び償却資産に係る固定資産税減収分を計上しております。

続きまして、10ページからは歳出のご説明となります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費3,288万6,000円の増につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきました原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金のほうに積み立てるものでございます。

目 5 財産管理費 1 億1,154万円の増につきましては、二本松事務所解体工事費の増によるものでございます。

目 7 情報管理費1,444万2,000円の増につきましては、行政手続オンライン化対応業務委託料となっております、内容につきましては、特に国民の利便性向上に資する手続のうち、子育て関係、介護関係の一部の手続についてマイナポータルからマイナンバーを用いて申請を可能とするため、機器の追加、各種システムの改修を行うものでございます。

続きまして、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1,370万5,000円の増でございますが、こちら節18負担金補助及び交付金で、子育て世帯支援特別給付金の増でございます、内容につきましては、住民税非課税の子育て世帯に対象児童 1 人当たり 5 万円を給付する事業となっております。

次に、11ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費 2,252万9,000円の増につきましては、主に節12委託料の新型コロナワクチン接種委託料の増でございます、事業内容は 4 回目の新型コロナウイルスワクチンを避難先で接種した方に係る接種委託料となっております。

次に、款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費5,078万8,000円の増につきましては、主に14工事請負費のボーリング工事の増加でございます、室原 1 か所、立野 2 か所、南津島 1 か所の井戸掘削及びポンプ設置の工事費となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

款4衛生費、項4環境保全費、目1ゼロカーボン推進費2億円の増につきましては、水素エネルギーの利活用促進について実証事業としての水素民生産業利用サプライチェーン構築及び需給調整実証事業の委託料の増となっております。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費1億2,011万8,000円の増につきましては、陶芸の杜おおぼりに係る修繕及び外構工事の増でございます。

13ページをお開きください。

款9消防費、項1消防費、目4防災対策費4億4,203万2,000円の減につきましては、防災拠点整備工事及び工事監理委託料の減によるものでございます。

最後に、5ページにお戻りください。

5ページは、第2表、継続費の補正でございます。

まず、変更でございますが、款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、八竜内ため池環境保全整備工事、同じく款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名が山田ため池環境保全整備工事につきまして、施工実績等により、右の表のとおり変更をするものでございます。

次に、追加でございますが、款9消防費、項1消防費、事業名が防災拠点工事監理委託、同じく款9消防費、項1消防費、事業名が防災拠点建築工事につきましては、事業の進捗状況により、令和4年度と令和5年度にわたり事業を実施する必要があるため、表のとおり継続費を設定するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第51号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第51号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億6,940万6,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金 19 万 5,000 円の増につきましては、国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症により療養した際の傷病手当金の支給に要した費用について、特別調整交付金にて全額交付されるものでございます。

次に、7 ページでございますが、こちらは歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 6 傷病手当金、目 1 傷病手当金 19 万 5,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症等により療養し、労務に服することのできない国民健康保険被保険者で、給与の支払いを受けていた者に対して傷病手当金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第52号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第52号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業資本的収入 990 万 1,000 円の増額、資本的支出 1,414 万 6,000 円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明資料によりご説明いたします。

9 ページをお開きください。

上の段、資本的収入になります。

款 1 水道事業資本的収入、項 4 補助金、目 1 補助金 990 万 1,000 円の増は町からの補助金で、配水管整備工事のための収入であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 3 配水設備改良費 1,414 万 6,000 円の増は工事請負費で、配水管布設の工事であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、令和４年７月31日をもって任期満了となります３名の浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める愛澤格氏と吉田公明氏の両名は、地方行政に精通し、税務職員としての経験もあります。

佐々木啓氏は、土地家屋調査士であり、土地家屋事務に精通された方であります。

この３名の方々は、固定資産評価及び審査委員会の公平性の確保に適任と考えておりますので、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、同意第３号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第３号 教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

本案は、教育委員会教育長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により任命するため、議会の同意を得るものであります。

笠井氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。現在まで教育長として教育行政の復興にご尽力いただいているところであり、特になみえ創成小学校・中学校における同一校舎の環境を生かした小・中連携強化による特色ある学習環境への取組に奔走いただいているところであります。

笠井氏は、今後も復興の力となる教育、地域の力を生み出す教育を目指し、引き続きご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、報告第１号 令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第１号 令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和３年度において、地方自治法第212条第１項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第１項の規定により、別紙計算書のとおりに報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書のほうをご覧くださいと思います。

表に記載の事業につきましては、全て継続費を設定の上、契約を締結し、事業を実施中でございますが、事業の進捗などにより令和３年度中の支払いが発生しなかったものにつきまして、令和４年度に繰越しをするものでございます。

まず、１行目、款６農林水産業費、項１農業費、事業名が畜産施設建築実施設計業務につきましては、１億４,６４０万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、２行目、款６農林水産業費、項１農業費、事業名が畜産施設敷地伐採業務につきましても、９,５８３万２,０００円を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１８、報告第２号 令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について（事故繰越し）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第２号 令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和３年度において、地方自治法第２２０条第３項ただし書の規定に基づき行った事故繰越しについて、同法施行令第１５０条第３項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和３年度浪江町一般会計継続費繰越計算書（事故繰越し）をご覧くださいと思います。

款７商工費、項１商工費、事業名、南産業団地造成工事につきましては、令和元年度から３年度で継続費を設定しておりまして、令和４年３月３１日が工期末でございました。しかし、３月１６日に発生しました福島県沖地震の影響により工期を延長したことに伴いまして、１４億１,２７０万１,０００円を翌年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１９、報告第３号 令和３年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第３号 令和３年度浪江町一般会計繰越明

許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和３年度において、地方自治法第213条第１項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第２項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和３年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

こちらの表につきましては、左から款、項、事業名、金額となっております。このうち、翌年度へ繰り越す金額を記載しております。そこから右側につきましては、財源内訳を記載しております。

表のとおり、合計15事業につきましては、合計金額 7 億9,543万7,000円を令和４年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、報告第４号 令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第４号 令和３年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和３年度において、地方自治法施行令第150条第３項の規定に基づき繰り越したもので、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、事故繰越し繰越計算書によりご説明いたします。

款１公共下水道事業費、項１公共下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業、表の中ほどにあります翌年度繰越額2,000万円、内容につきましては、令和３年２月に発生しました福島県沖地震に伴い被災した管渠の災害復旧事業であります。

財源内訳は、基金からの繰入金666万円と災害復旧国庫負担金1,334万円で、国庫負担金につきましては、事業完了後額が確定となり請求となりますので、未収入特定財源となります。

復旧箇所につきましては、令和３年度に実施した川添地区の下水道災害復旧工事により復旧予定でしたが、令和４年３月16日の地震

により被災したため、再施工を実施するとともに、工期の延長を行っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、報告第5号 令和3年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 令和3年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和3年度における建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項及び第2項のただし書の規定に基づき繰り越したもので、同条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算繰越計算書によりご説明いたします。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、事業名、落合浪江線石綿管布設替え工事、繰越額は2,420万円、事業名、仲ノ森加倉線石綿管布設替え工事、繰越額は5,304万円、事業名、満開橋橋梁添架管更新工事、繰越額5,608万円、事業名、苅野取水場水質計器更新工事、繰越額910万円、事業名、小野田配水管基本設計業務委託、繰越額1,130万4,000円、事業名、小野田配水場基本設計及び詳細設計業務委託、繰越額4,253万7,000円。

各事業における理由につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 議案第41号について建設課長から発言の訂正の申出がありますので、これを許可したいと思います。

建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 議案第41号をご準備ください。

先ほどの説明の中で2番の取得する土地の別紙明細書の読み上げの中で、後半部分、市街地形成施設事業の「施設」が抜けて説明をしてしまいました。正しくは、別紙浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業取得明細書のとおりでございます。

訂正をして、おわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

14日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午前10時00分）

令和 4 年	6 月	9 日（木曜日）	常任委員会
令和 4 年	6 月 1 0 日（金曜日）	常任委員会	
令和 4 年	6 月 1 1 日（土曜日）	休 日	
令和 4 年	6 月 1 2 日（日曜日）	休 日	
令和 4 年	6 月 1 3 日（月曜日）	全員協議会	

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 4 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 4 年 6 月 1 4 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 4 0 号	浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2	議案第 4 1 号	土地の取得について
日程第 3	議案第 4 2 号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（C D－I 型）購入）
日程第 4	議案第 4 3 号	物品購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）
日程第 5	議案第 4 4 号	工事請負契約の締結について（育苗施設建築工事）
日程第 6	議案第 4 5 号	売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区）
日程第 7	議案第 4 6 号	工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）
日程第 8	議案第 4 7 号	工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事）
日程第 9	議案第 4 8 号	工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事 その 2）
日程第 1 0	議案第 4 9 号	調停の申立てについて
日程第 1 1	議案第 5 0 号	令和 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 1 号	令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 5 2 号	令和 4 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	同意第 2 号	浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 5	同意第 3 号	教育委員会教育長の任命について
日程第 1 6	報告第 1 号	令和 3 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 1 7	報告第 2 号	令和 3 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について（事故繰越し）
日程第 1 8	報告第 3 号	令和 3 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越

- 計算書について
- 日程第 19 報告第 4 号 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計
事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 20 報告第 5 号 令和 3 年度浪江町水道事業会計予算繰越計
算書について
- 日程第 21 請願・陳情審査報告
請願第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求
める意見書提出請願書
- 日程第 22 発議第 2 号 原子力損害賠償紛争審査会による「中間指
針」の見直しを求める意見書（案）
- 日程第 23 発議第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求
める意見書（案）
- 日程第 24 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１６名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１０番	高 野 武 君
１１番	渡 邊 泰 彦 君	１２番	松 田 孝 司 君
１３番	平 本 佳 司 君	１４番	佐々木 勇 治 君
１５番	山 崎 博 文 君	１６番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副	町 佐 藤 良 樹 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 淳 一 君
総務課長兼津島支所長	横 山 秀 樹 君	代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君
産 業 振 興 課 長	清 水 中 君	企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君
住 民 課 長	柴 野 一 志 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	金 山 信 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪江町公民館長兼 浪江町図書館長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	掃部関 久 君	次 長 兼 係 長	中 野 夕 華 子 君
---------	---------	-----------	-------------

書

記
藤 田 知 宏 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

報道機関等から撮影の申出があります。これを許可したいと思っておりますのでご了承ください。

ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第40号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第40号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第41号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

今までの土地の買収というふうなことで、1億円台というふうなものはなかったのではないのかなというふうな、高額なわけでありますけれども、宅地のこの単価、田んぼの単価を教えてくださいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

まず、別紙、取得の明細書をご覧ください。

番号の1から3まで、登記地目が田でございますが、こちらにつきましては、単価が平米当たり1万9,100円でございます。また、番号4から6、こちらの宅地につきましては、平米当たり2万1,900円でございます。また、番号7から10までのこちらの田につきましては、平米当たり1万9,600円でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 再質問します。

土地の取得する範囲というふうなものはどうなっているかというふうなことで、それから買収の面積、そして予算的なことはどのくらいなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 土地の買収の範囲でございますが、今回の一団地の事業区域内でございます。

また、対象の面積であります。買収対象は約7.1ヘクタールでございます。

また、予算につきましては、本年度、用地費としまして22億6,800万円ほど計上しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 何点か質問させていただきます。

まず、1つは、仮契約の中で面積は公簿なのか、実測をしての面積になるのか。

それから、2点目ですけれども、現状、駅の脇で、特に今まで使っていた製造会社、そういったもので、結構いろいろな現状としては置いてあるのかなと。したがって、更地での取得なのか。その更地に当たってはどちらが費用負担等を行うのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、その別紙のほうで登記地目、田んぼとか農地、宅地と

いうふうなことで、現況が、先ほど言いましたとおり、農地にはなっていないのかなと。現況でいきますと宅地とかこういうふうな状況なのかなと。したがって、ご存じかと思うんですが、農地の場合、農地以外にする場合は転用と、工場の許可が必要になっているかというふうに思うんですが、工場の許可は既に取りられているのか。取られていて地目が変わっていなかったのか。その辺は調査をされたかどうか。

それと、今後取得してやった場合、農地が転用されていなかったというふうな場合に、今回の事業では都市計画を認可された、変わったというふうなことで、今後は転用の許可が必要なくなるのかどうか。

それから、地権者、それと取得の相手方なんですが、議案ではお一人のお名前が記載されています。ちょっと別件で登記情報を見ましたところ、10筆のうち7筆が議案の方で、3筆については共有になっているというふうな状況です。具体的には、番号の1から3の農地について、4人の方、取得の相手方が5分の2の持分というふうな登記情報になっているんですが、この件に関して、そういった持分の方との契約とかその辺はどうなっているのか、併せてお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、面積につきましては、登記簿の面積で、標準の登記簿表示の面積でございます。

続きまして、更地にする場合ということですが、当然、上物につきましては補償の対象となりますので、その利用されている方、上物が個人のもので、土地と上物の所有者が同じであれば、当然補償費の対象、また、上物と土地が別の者であれば、その所有者に移転費用を払って更地にさせていただくというふうなことになります。

また、登記地目につきましては、農地でありますけれども、現況は宅地ということで、宅地並み課税としております。契約の上では、宅地として買わせていただいております。

また、転用の5条の許可は得ているのかというようなことでございますけれども、もう既に資材置場として利用されておりますので、既に転用の許可を取っていて、ただ地目の変更だけないというふうなことでございます。

あと、転用が必要かということですが、転用は、許可はもう既に取っておりますので、転用は必要がないかと思えます。

また、地権者の件につきましては、地権者、今議員おただしのよ

うに、明細書 1 から 3 の田につきましては、地権者の、この方は 5 分の 2 の持分ということであります。そのほかの方につきましても同意を得ているということでご理解ください。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 5 番、小澤英之君。

○5 番（小澤英之君） そういたしますと、その議案の 5 番、取得の相手方お一人の名前というふうなことはどうなんですか。整合性が取れているんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） あくまでこちらは個人に対する契約となりますので、そのほかの持分の方にはおのこの契約をさせていただいているというようなことでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） よろしいですか。
建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それぞれの持分によって契約を、例えば A さんという方であれば、平米は、面積は同じですけれども、持分が 5 分の 1 であれば、5 分の 1 ずつの契約をそれぞれの個人にさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9 時 12 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9 時 14 分）

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第 41 号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第42号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

- 16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

消防ポンプの自動車の更新なんですけれども、結構高額であります。そういうふうな中で、この更新される基準は、年数とか距離数とかあるでしょうけれども、そういうふうなところはどのようなふうになっているのか、お伺いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

- 総務課長（横山秀樹君） 答えいたします。

20年を目安としまして、これに基づき更新計画を作成しております。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

- 16番（紺野榮重君） この更新される場合に、廃車されると思うんですけれども、これはどのような方法で処理されるのか、お伺いをいたします。そして、再利用の考え、そういうふうなものはあるかどうか、お伺いをいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

- 総務課長（横山秀樹君） 答えします。

廃車の関係ですが、こちらについては、基本的には買取り業者の方が買い取ってくれる場合にはそちらのほうに買い取っていただいておりますし、あと払下げとかの希望があれば、行政区に払い下げたというようなこともございます。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

- 8番（佐々木 茂君） 津島に配備されると書いてありますけれども、この管理運営について、今のところ帰還困難区域であり、来年3月に解除を目指しているということなんです、消防団員の方は要るのか、要らないのか、ちょっと管理運営の方法についてお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 津島配備の管理運営の方法ということでございますが、基本は津島の分団のほうに管理運営をしていただくことになります。団員の方たちですけれども、定期的に訓練とか見回りで町のほうに戻っていらっしゃると思いますので、その時点で車の点検とか、あるいは始動とかそういった形で車の維持管理はしていただくようになります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第42号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD－I型）購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第43号 物品購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第43号 物品購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第44号 工事請負契約の締結について（育苗施設建築工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、紺野榮重君。
- 16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。
この育苗施設の対象としているこの面積はどのくらいなのか。あるいは例えば箱数ですればどのくらいなのか、お伺いをいたします。
それから、それは誰が維持管理は誰がやるのか、お伺いをいたします。
- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。
育苗施設の受益面積としては300ヘクタールを予定しております。
処理能力といたしましては、6万箱の苗を生産する能力がございます。
管理運営についてでございますが、今後公募により運営者を選定してまいりたいと考えております。
以上でございます。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第44号 工事請負契約の締結について（育苗施設建築工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第45号 売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第45号 売買契約の締結について（福島再生賃貸住宅津島地区）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第46号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第46号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第47号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第47号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第48号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事 その2）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 1点だけ伺います。

今回、埋蔵文化財であることが判明したという記載がありますがけれども、町には埋蔵文化財等の地区別にそのような資料があると伺ったような記憶がございますけれども、今回、要するにその資料に基づいて、当然いろんな計画があったとは思いますが、その資料、そのものに埋蔵文化財の丈六公園に記載がありましたのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 丈六公園内には、数か所、埋蔵文化財の分布図としてのエリアの表示がございますが、今回の場所につきましては、そのエリア外でありました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 文化財の記載があって、当然その敷地内にあったということは、前々から想定はできたと思うんですけれども、そ

の辺に関しての見解、工事をするに当たって、要するにそれが事前に分かっていれば、もっと事前に計画書を作る場合に参考にはできなかったのか、その辺ちょっとどうなのかと思いますので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 丈六公園内でも、文化財が埋蔵してあるだろうというエリアは、それぞれポイントポイントで表示がされております。今回の階段設置予定の場所につきましては、その文化財の表示のエリア外でありましたので、今回はそのまま工事をしたというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第48号 工事請負契約の変更について（丈六公園整備工事 その2）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第49号 調停の申立てについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第49号 調停の申立てについてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第50号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第50号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第51号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第51号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第52号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第52号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第2号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

採決は個別に起立により行います。

まず、愛澤格氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、愛澤格氏については同意することに決定しました。

次に、吉田公明氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、吉田公明氏については同意することに決定しました。

次に、佐々木啓氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、佐々木啓氏については同意することに決定しました。

以上、同意第2号については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午前 9時32分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時34分）

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎報告第1号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、報告第1号 令和3年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、報告第2号 令和3年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について（事故繰越し）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、報告第3号 令和3年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、報告第4号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎報告第5号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、報告第5号 令和3年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎請願・陳情審査報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、紺野則夫君、登壇をお願いします。
紺野則夫君。

〔産業・建設常任委員長 紺野則夫君登壇〕

○産業・建設常任委員長（紺野則夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

本件は、先ほどの福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書の審査結果に基づき、意見書の提出が妥当と認められることからご提案申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第3号については採択することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、発議第2号 原子力損害賠償紛争審査会による「中間指針」の見直しを求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、紺野則夫君、登壇でお願いします。

紺野則夫君。

〔7番 紺野則夫君登壇〕

○7番（紺野則夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

事務局長朗読のとおりでございます。

皆様の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第2号 原子力損害賠償紛争審査会による「中間指針」の見直しを求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野則夫君、登壇をお願いします。

紺野則夫君。

[7番 紺野則夫君登壇]

○7番（紺野則夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

事務局長朗読のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員

会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月7日の本定例会開会以来、熱心にご審議を賜り、ご提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は全て重要ではありますが、議案第44号の育苗施設の建築工事は、昨年完成し、稼働を開始したカントリーエレベーターに続き整備するものであり、震災によりかつての農家の営農再開が困難となり、営農者が減少した当町での水稻作付に必要な不可欠な施設であります。

さらには、議案第45号の津島地区に整備いたします復興再生賃貸住宅につきましては、一番広い帰還困難区域を抱える津島地区において、コミュニティー再生に向けた住環境の整備であります。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後、町政執行に十分生かしてまいる所存でございます。

また、このたびの一般質問では、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含めご質問をいただきました。特に、福島国際研究教育機構の誘致に関し、熱い思いと有意なご提案をいただきました。今後の町の復興のため非常に重要な案件であり、誘致に向けた認識は議員各位と同じでございます。本機構はイノベーション・コースト構想の核となるものであり、当町のみならず、被災12市町村の復興のエンジンとなるものと理解しております。誘致の成否が浪江町の復興を左右するものであり、持続可能なまちづくりを目指す上で非常に重要な機構誘致となりますので、職員一丸となっ

て全力で取り組んでまいります。

また、帰還困難区域の避難指示解除に向けて、特定復興再生拠点区域である室原、末ノ森、津島地区の準備宿泊に向けて、7月中旬を目指して住民説明会を予定しております。

拠点外についても、今後、住民説明会の開催を予定するなど、一歩ずつではありますが、帰還困難区域の避難指示解除に向け取り組んでまいります。

町政執行に当たって、課題山積の状況にございますが、議員各位のご理解、ご協力の下、しっかりと町民福祉の向上と復興創生の達成を目指し、全力を尽くしてまいります。

結びに、梅雨を迎え、体調管理が難しい季節になります。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、ご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和4年6月14日、浪江町長、吉田数博。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年浪江町議会6月定例会を閉会します。

（午前10時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 紺 野 榮 重

署 名 議 員 武 藤 晴 男

署 名 議 員 紺 野 豊